

飯山市地域福祉計画(案)について

令和5年(2023年)6月1日
民生部・福祉事務所

1. 地域福祉計画とは

「地域福祉」：社会福祉法第4条「住民・福祉事業者・福祉活動する者の相互協力により推進」
「地域福祉計画」：社会福祉法第107条に、策定は市町村の努力義務と規定され、地域の福祉全般にわたって共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービス、住民参加の促進、地域生活課題解決への包括的支援体制等について一体的に定めるもの

2. 策定の体制

令和4年(2022年)9月から策定委員会を設置し、事務局を福祉事務所(保健福祉課)に置く

3. 計画(案)の概要

(1) 位置付けと計画期間

総合計画のもと、福祉分野の上位計画に位置付け、福祉等各分野の個別計画において具体化と調整を行うこととし、令和5年度からの5ヵ年を計画期間とする

(2) 現状と方向性

地域共生社会、地域包括ケアシステム、重層的支援体制整備など、厚労省の施策の方向性を踏まえ、当市の福祉・健康・医療・人権・地域づくりなど多様な側面の視点を反映

(3) 基本理念と基本目標

基本理念(目指す将来像)

とうどの心で やさしくつながり 支え合い

誰もがその人らしく暮らし続けられる 共生の郷(ふるさと)づくり

基本目標

- ① つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり
- ② 困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり
- ③ ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

(4) 施策の展開・・・基本施策と取り組みを具体化

- ▶地域のつながりと支え合いが大事---気にかけて合う地域で「他人事」ではなく「我が事」へ
- ▶重層的支援体制---分野を限定せず地域・行政・事業者・関係機関等の連携で課題解決
- ▶地域共生社会---多様性を認め合い、地域全体で支援する体制、安心できる暮らしの場

4. 本計画の目指すところ

《願い》誰もが、その人らしく、望むところで暮らしていける地域のしくみが必要

*高齢者・認知症・障がい者…etc.

☆そのためには、

行政まかせ 病院ありき **ダメ**
福祉事業者頼み では

➡住民の参加と支え合う意識が重要

- ▶気にかけて合うコミュニティと多機関連携から持続可能な地域・福祉のまちづくりを
- ▶誰かの困りごとを「我が事」として考える地域へ、行政はみんなの意識変容を支援

◎地域力を土台に地域福祉・共生の地域社会へ連携と相談を強化、主役は住民ひとりひとり

現在、パブリックコメントを実施しております(6月23日まで)。市ホームページ・保健福祉課窓口で、閲覧いただけます。(裏面参照)

あらためて、市民への呼びかけ



**飯山市地域福祉計画（案）へご意見をお寄せください
（パブリックコメント実施のお知らせ）**

「飯山市地域福祉計画」は、社会福祉法の規定により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる飯山市を目指し、住民相互が気かけ合うことで課題を把握し、関係機関との連携によって解決を図る「地域ぐるみの福祉」を実現するための理念と方向性を明確にする計画です。

この計画は、令和5年度(2023年度)から5年間を計画期間とし、飯山市として初めて策定するものです。昨年度から、関係団体の代表者や公募市民などで構成する地域福祉計画策定委員会で検討を行い、この度計画（案）がまとまりましたので、この計画（案）に対するパブリックコメントを実施します。

1 意見募集の案件名

「飯山市地域福祉計画（案）」

2 意見提出対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の学校に在学する方

3 公表する案件の閲覧場所

- (1) 平日：飯山市役所 1 階民生部保健福祉課社会福祉係 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (2) 土・日・祝日：飯山市役所 1 階総合案内カウンター 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
- (3) 市公式ホームページ（下記リンク）

<https://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/hokenfukushi/shakai/>

4 意見の提出期間

令和5年(2023年)5月24日（水）から令和5年(2023年)6月23日（金）まで

5 ご意見の提出方法

電話など口頭でのご意見、匿名のご意見はお受けできません。備え付けの意見書様式に必要事項を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付してください。

- (1) 電子メールによる提出 メールアドレス：hoken@city.iiyama.nagano.jp
- (2) ファクシミリによる提出 FAX 番号：0269-62-3127（フロア代表）
- (3) 持参または郵送による書面提出

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110 番地 1 飯山市役所民生部保健福祉課社会福祉係

（郵送の場合は意見書提出期間の最終日の消印を有効とします。）

6 提出された意見および市の考え方の公表時期と方法

意見等募集期間終了後、すべてのご意見について整理したうえで、計画策定の参考にさせていただくとともに、ご意見に対する市の考え方については、7月上旬頃に飯山市のホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答は致しませんのでご承知おき願います。

※収集した個人情報は、飯山市個人情報保護条例に従って適切に取り扱います。

7 お問い合わせ先

飯山市役所民生部保健福祉課社会福祉係

電話 0269-67-0727（直通）

FAX 0269-62-3127

メールアドレス hoken@city.iiyama.nagano.jp

飯山市地域福祉計画 (案)

令和 5 年度(2023 年度)～令和 9 年度(2027 年度)

飯山市福祉事務所
令和 5 年(2023 年) 5 月
(パブリックコメント実施)

飯山市地域福祉計画

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 地域福祉とは	
(2) 地域福祉計画とは	
2 計画の位置づけ	2
3 圏域の考え方	4
4 計画期間	4
第2章 地域福祉の現状と推進の方向性	5
1 地域福祉を取り巻く課題と施策	5
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	
(2) 地域ケアシステムの構築	
(3) 高齢者の生きがい支援	
(4) 子育て支援	
(5) 障がい者支援	
(6) 生活困窮者自立支援	
(7) 孤独・孤立・自殺対策	
(8) 健康づくり・医療提供体制	
(9) 地域福祉活動に関するアンケート	
2 統計で見る飯山市の現状	11
(1) 年齢3区分別人口の推移	
(2) 出生率の推移	
(3) 要介護・要支援認定者・介護保険サービスの状況	
(4) 後期高齢者人口の推移	
(5) 障がいのある人の状況	
(6) 生活保護の動向	
(7) 自立支援・生活困窮者支援の状況	
(8) 高齢者の社会参加	
(9) 子育て環境	
3 課題と方向性	20

第3章 基本理念と基本目標	21
1 計画が目指す将来像・基本理念	21
2 将来像実現のための基本目標	22
3 施策の体系	25
第4章 施策の展開	26
基本目標1 つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり	
1-1 住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上	26
1-2 多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進	27
1-3 福祉の心を育てる学びの推進	29
基本目標2 困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり	
2-1 多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化	30
2-2 複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決 していく体制づくり	31
2-3 すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化	32
基本目標3 ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり	
3-1 互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり	34
3-2 安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備	35
3-3 心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持	38
3-4 権利擁護と成年後見制度の利用促進	41
【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】	43
3-5 再犯の防止に向けた取り組み	49
【飯山市再犯防止推進計画】	49
第5章 計画の推進	51
1 推進体制	51
2 計画の見直し	52
資料編	
◆民生児童委員アンケート結果	

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

いま、私たちが暮らす地域社会は、急激に進む少子高齢化や人口減少等による社会・経済構造の変化、大規模な自然災害の発生など多様な課題に直面し、それぞれの世帯そして住民一人ひとりも、認知症や要介護状態など老いへの不安、子育ての悩み、若年世代のひきこもり、病気や障がい、社会的な孤立や経済的困窮など何らかの生活上の困りごとを感じている場合が多くなっています。

こうした諸課題に対応するために、従来から「福祉」の制度が機能してきました。一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい^{※1}者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたイメージがありますが、現在の多様で複雑化した課題へのきめ細かな対応は既存の「縦割り」「分野別」の制度だけでは難しくなっています。

多様で複雑な困りごとに対応し、地域で誰もが自分らしく暮らしていくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自ら関わり合いを持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がる「地域福祉」の仕組みづくりが必要となっています。

これからのまちづくり、地域活動においては、地域に関わる多様な人たちの協力により、互いに支え合い助け合う住民のつながりを基盤とする「地域福祉」の仕組みをつくり、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、だれもが暮らしやすい地域を自分たちの手で作り、それを持続させていくことが求められています。

なお、社会福祉法第4条においては、地域福祉を推進する主体と目的を次のように定めています。

■社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

※1 障がい：「害」という漢字が「公害」や「危害を与える」といった負のイメージがあることから、本市では「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から「人や人の状態」を表す場合、「害」の字の「ひらがな表記」を進めており、本計画においても法律名や国の資料の転用を除き、「障がい」と表記します。

（２）地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するため、住民相互が協力し、地域での課題を把握し、関係機関との連携によって解決を図る「地域ぐるみの福祉」を目指すための「理念^{※2}」と「方向性」を明確にする計画です。

「社会福祉法」107 条には、市町村地域福祉計画について次のように規定されています。

■社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

飯山市地域福祉計画は、社会福祉法に基づいて策定するもので、飯山市の地域福祉の課題解決に向けた、福祉サービスや福祉活動などの支援体制と住民相互のつながりの仕組みづくりによる今後の地域福祉の方向性を示すとともに、地域包括ケアシステム^{※3}の構築、成年後見制度や再犯防止の取組みなど、福祉施策の今日的な視点を反映したものとしていきます。

２ 計画の位置づけ

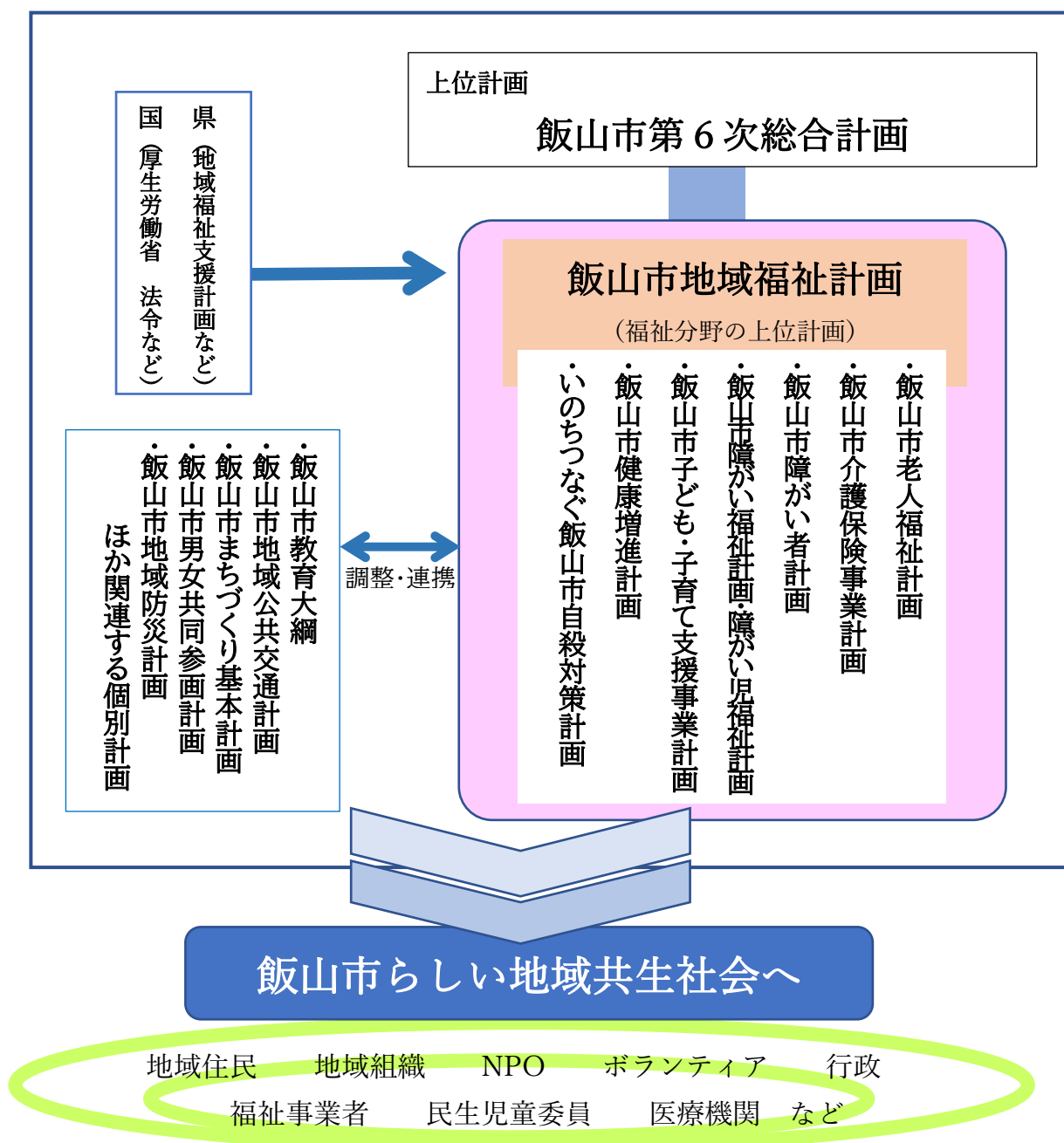
飯山市地域福祉計画は市の最上位計画である飯山市第 6 次総合計画との整合を図り、地域福祉行政全体の総合的な上位計画として、保健・福祉等の各分野で策定されている個別計画の施策や目標を基本的に尊重しつつ、人権・教育など他の分野の個別計画との関連も踏まえ策定し、

※2 理念：ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え。

※3 地域包括ケアシステム：厚生労働省が提唱する要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう地域内で支え合うしくみ。地域の実情に合った医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される体制を目指す。

見直しや改定に応じて相互に調整を図るものとします。さらに、市町村に策定が求められている「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を本計画の一部として策定し、市民との意識の共有に繋げていきます。

また、市が行う施策だけでなく、市民や事業者、社会福祉協議会など、それぞれの立場からの主体的な活動と相互の連携を期待する視点や SDGs^{※4}の視点も反映させ、持続可能な支え合う地域共生社会^{※5}づくりを目指すものとします。



※4 SDGs (Sustainable Development Goals)：令和12年（2030年）までに全世界で達成すべき持続可能な開発目標として国連が定めたもの。17のゴール(目標)と169のターゲットを掲げている。

※5 地域共生社会：福祉における制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと共に創っていく社会。

3 圏域の考え方

地域福祉計画の策定においては、住民にとって身近に感じられる「地域」を「圏域」として捉え、その中で多様な生活課題を把握するとともにその解決に向けた地域ぐるみの取り組みを推進していく必要があります。「圏域」は区・集落から地区・小学校区、さらに中学校区そして市内全域へと広がりますが、当市にあつては市内全域をひとつの圏域として、市民との協働により、多様な福祉ニーズに包括的に向き合う地域づくりを目指します。

市内では、市街地や商業集積地、周辺の農村地帯、県境と接する中山間地など、多彩な地域性が見られ、人口動態や高齢化率はもとより、住民の生活課題も地域性を反映しますが、同時に高齢独居・認知症介護・災害時の要支援者避難など普遍的な課題も多く、市内全域をひとつの圏域とすることで、より多様な住民の連携や支援の可能性が高まることが期待できます。

4 計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中においても、市民の意識や社会情勢の変化、国の社会保障や社会福祉制度等の変更が行われた場合には、必要に応じて見直しを行います。また、関連する上位計画及び主な個別計画の計画期間は下表のとおりであり、必要に応じて相互に調整を図ります。

計画名\計画期間	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
飯山市基本計画	第5次計画	第6次計画				
		前期計画				
飯山市地域福祉計画	策 定					
飯山市老人福祉計画		見直し				
飯山市介護保険事業計画	第8期	見直し	第9期			
飯山市障がい者計画		見直し				
飯山市障がい福祉計画・障がい児福祉計画		見直し				
飯山市子ども・子育て支援事業計画	第2期		見直し	第3期		
飯山市健康増進計画	第2次	見直し				
いのちつなぐ飯山市自殺予防対策計画						

第2章 地域福祉の現状と推進の方向性

1 地域福祉を取り巻く課題と施策

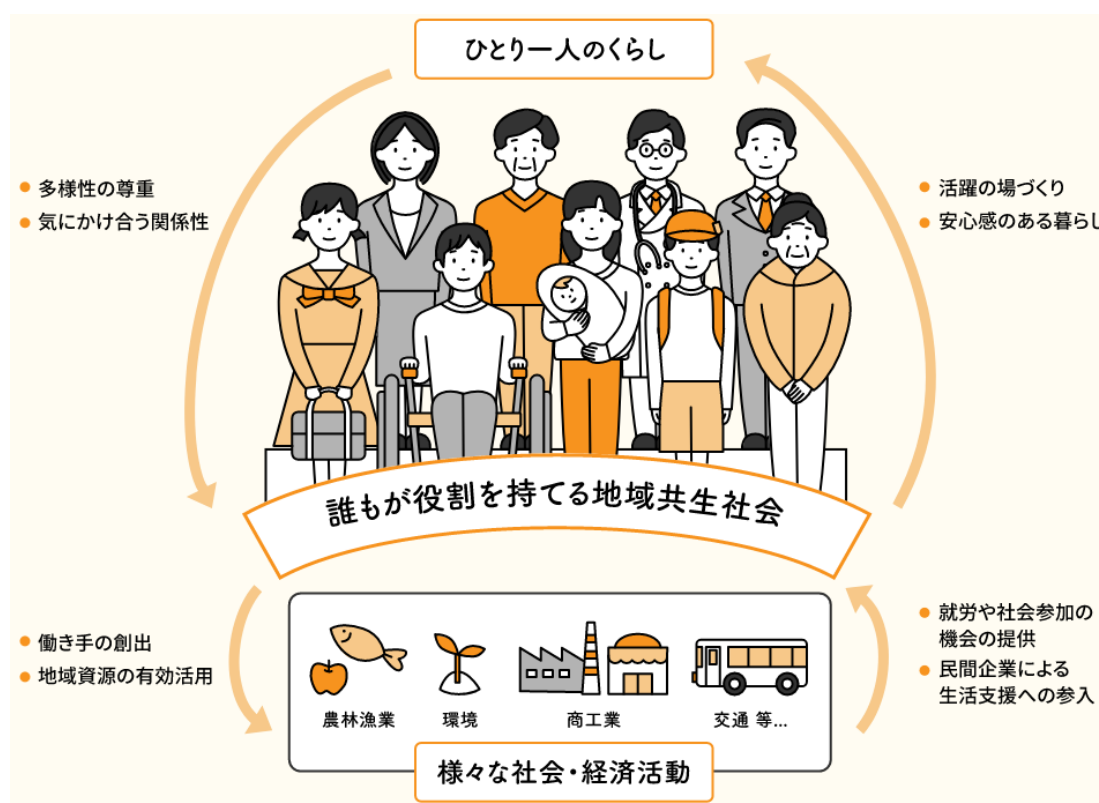
(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

国は、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、ひとり一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を推進しています。これは地域福祉計画が目指す姿といえるものです。

日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うことを基本的なアプローチとしてきました。一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、従来の社会保障の仕組みでは対応が難しいと考えられるケースが増えています。

また、人口減少や高齢化などの影響で、共同体の機能が低下していると言われています。これまでも地域では民生委員・児童委員や自治会役員などの皆さんが住民の見守りや相談役を担ってきました。しかし、その担い手確保に苦慮する場面も出てきています。

さらに、外国人の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しています。地域はこのような多様性を受け止める力を高めることが求められています。



出典：厚生労働省HP

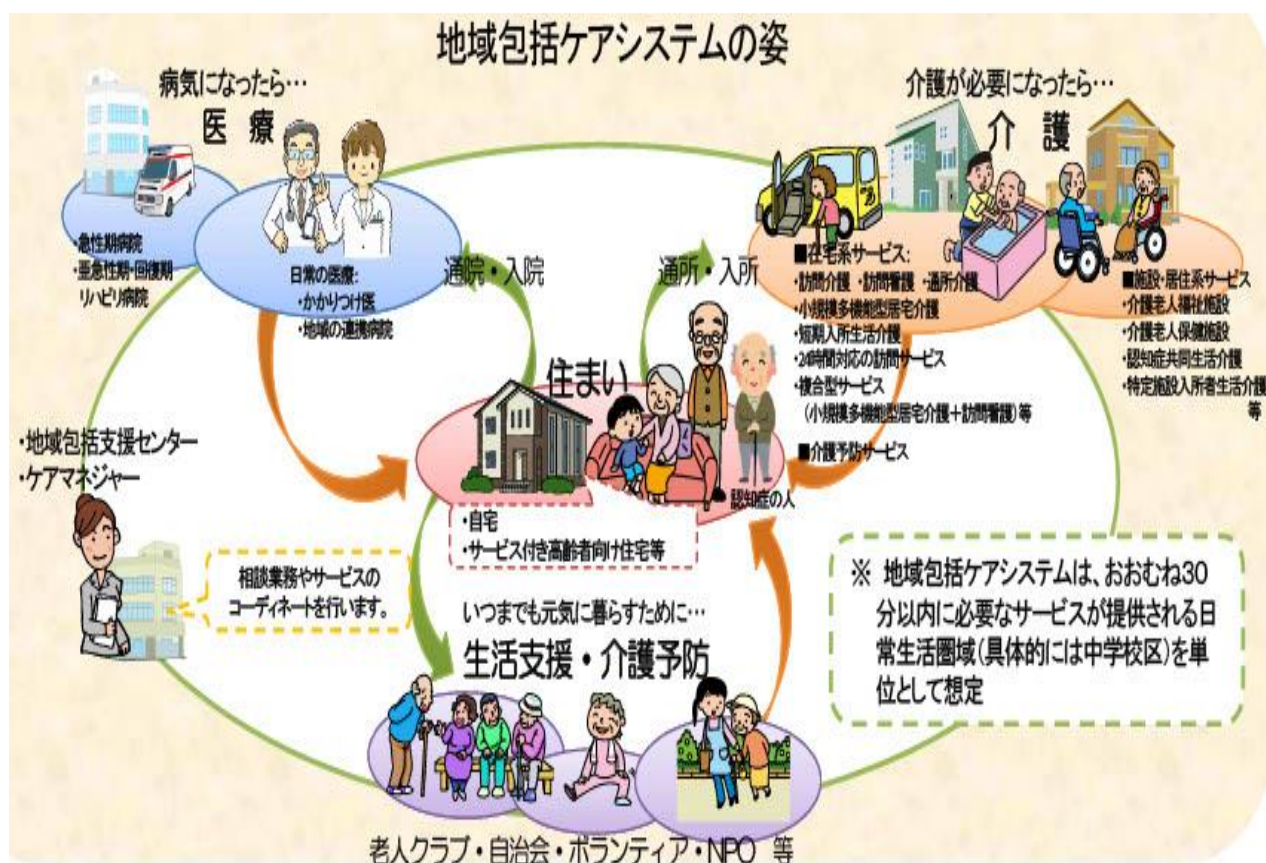
(2) 地域包括ケアシステムの構築

わが国では、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。さらには、介護する家族の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足など様々な課題が浮かび上がっています。

市では「飯山市地域包括支援センター」を設置し、相談窓口、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員等への支援、要支援者等の把握、介護予防事業等を実施し切れ目のない支援体制構築に取り組んでいます。また、地域での生活を支えるために欠かせない医療提供体制の安定的な維持確保に向け、医療機関や周辺自治体とも連携して有効な方策の研究検討も続いています。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、支援を必要とする方に適切なサービスを



提供できるよう、地域包括支援センター機能の強化、地域支援事業の充実、在宅医療・介護の連携推進（連携窓口の設置）、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの運用、オレンジカフェ等相談の場を設ける、支援員の育成など）を重点とし、住民が主体となる地域づくりへの支援や世帯全体を支援するための連携強化を図り、この地域にふさわしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

（３）高齢者の生きがい支援

高齢者の介護予防が求められている中で、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいを持って生活し、自らの経験を生かすことは高齢者本人にとっても地域社会にとっても大変重要なことです。

市では、飯山地域シルバー人材センターの運営支援、飯山市社会福祉協議会が運営する老人福祉センター「湯の入荘」の運営支援、老人クラブへの活動支援や公益財団法人長野県長寿開発センターが実施する「長野県シニア大学」による人材育成に協力しています。

（４）子育て支援

飯山市には市立保育園 7 園（うち 1 園は休園中）、私立保育園 1 園、私立幼稚園 1 園の計 9 か所の幼児教育・保育施設があります。また、平成30年（2018年）6月には複合的な子育て支援機能を持った飯山市子ども館「きらら」が開館しました。この他、学齢期の児童を対象にした児童館・児童センター・児童クラブ等を、小学校区ごとに設置し、社会福祉協議会が運営を担っており、子育ての安心を支える施設やサービスの充実を図ってきました。

一方、少子化の進行が止まらないことを背景に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、「母子保健法」第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。）が新たに規定されました。市では平成30年（2018年）4月から飯山市子育て世代包括支援センター「あいえーる」を開設し、妊娠から出産、子育てのなかで感じるあらゆる不安や疑問などを相談できる母子保健コーディネーターを配置し、助産師・栄養士などの専門職や関係する機関のスタッフと連携して、子育て世代の皆さんを総合的にサポートしています。

子育て世代の経済的負担軽減策としては、国の施策により令和元年（2019年）10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、すべての3歳児以上の保育料が無償化され、それに併せて本市では給食費（副食費）も無償としました。さらに、市の施策として従来の「保険診療等に係る医療費に対する助成（福祉医療）制度」を拡充し、令和5年（2023年）6月からは18歳以下のすべての子どもを対象とした窓口負担も含めた医療費完全無償化をスタートします。あわせて、小中学校の児童生徒の給食費についても、令和5年度（2023年

度)から段階的に公費負担としていくなど、子育て世代の保護者の負担軽減を図ることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進しています。しかしながら、少子化を止めるための子育て環境の向上には、多様な視点での施策推進が必要であり、一層の取り組みと工夫が求められています。

(5) 障がい者支援

障がい者の日常生活及び社会生活の支援や障がい児の発達支援のための障がい福祉サービス等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という)及び「児童福祉法」により実施されています。

「障害者総合支援法」は、平成25年(2013年)4月に、これまでの「障害者自立支援法」を改正する形で施行され、基本理念として「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」すること、「社会参加の機会の確保」、「地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が掲げられています。

平成28年(2016年)には、障がい者の望む地域生活や就労の実現、障がい児支援ニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を目的として、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の一部が改正され、平成30年(2018年)に施行されました。

国では、障害者総合支援法改正以降の状況を踏まえ、「1. 障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「2. 社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応」、「3. 持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現」の3点を柱として制度の見直しを行っています。

市では、保健福祉課に担当係を設けるほか、北信圏域6市町村合同により、基幹相談支援センターとしての機能も備えた北信圏域障害者総合支援センターを設置し、障がい者およびその家族の相談や、専門的な支援を要するケースにも対応できる体制を整備しています。また、障がい者の支援の多様化や「親なき後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制の構築のため、地域生活拠点等の整備を進めてきました。

どのように暮らしどのように働きたいかなど、障がい者本人の思いに耳を傾け、その願いをできる限り実現していけるよう、本人を中心とした支援の充実を図っていく必要があります。そのためには、地域として「ともに生きる社会」の意味を考えながら、家族への支援を含めた障がい者の生活に対する支援体制をさらに整えていく必要があります。

(6) 生活困窮者自立支援

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年(2015年)4月に施行されました。この法で定める「生活困窮者」とは、就労や心身の状況、地域社会との関係性などにより現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなく

なるおそれのある者で、関係機関と連携しながら相談者の自立に向けた支援を実施します。

市では、長野県・飯山市生活就労支援センター「まいさぼ飯山」を相談窓口として設置しています。また、家賃の一部を支給する住居確保給付金、就労に向けた支援をする就労準備支援事業、家計の見直しを手助けする家計改善支援事業など、自立の支援に向けた制度があります。

(7) 孤独・孤立・自殺対策

コロナ禍等による社会的不安に寄り添い、今後さらに深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、国は令和3年（2021年）に内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置し対策に着手しました。

令和元年（2019年）2月から4月に長野県と市町村が共同で実施した「ひきこもり等に関する調査」では、市内に約60名のひきこもり（社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態）に該当する方がいることがわかりました。該当者の年代は当時の15歳から39歳までが42%、40歳以上が58%、性別は男性が76%となっており、ひきこもりの期間や原因、支援の必要性なども把握して、今後の対策に繋げる必要があります。

また市では、平成29年（2017年）7月に自殺対策の指針である新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことに基づき、「いのちつなぐ飯山市自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない飯山市の実現を目指しています。

(8) 健康づくり・医療提供体制

市民の健康は地域福祉においても重要な課題であり、市では健康増進計画および国民健康保険の保険者としてのデータヘルス計画に基づき、健診の受診率向上を目標に各種施策を推進していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、国保被保険者の特定検診受診率は伸び悩んでいるのが実状です。高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するため、食事や運動習慣などの生活習慣の改善を呼びかけ、併せて各種がん検診や人間ドックの受診勧奨も実施しています。

一方、市内における医療提供体制の中核である飯山赤十字病院では医師不足が続き、診療科の減少や救急体制の維持に不安が生じています。これに対し、市は医学生への奨学金制度を充実させ、卒業・研修後に医師として勤務予定の医学生と研修医が、令和5年（2023年）3月現在で9名となっています。また救急医療体制に関しては、北信広域管内の市町村とともに国の交付税措置をベースに北信圏域の病院群輪番制補助金を、岳北の市村の協力により救急医療の運営・夜間休日に係る助成を、さらに令和5年度（2023年度）からは新たに不採算地区中核病院補助の実施が予定されています。

長野県は平成30年度（2018年度）からの6年間を計画期間とする都道府県ごとの第7次医療計画として、保健医療に関する9つの計画を包含した「信州保健医療総合計画」を策定し、医療圏の設定、地域医療構想、5疾病・6事業※に関する事項などに取り組んできました。次期計画となる第8次長野県保健医療計画では、国の医療計画作成指針を踏まえ、医師確保、外来医療体制、新興感染症対応などの観点も加え、令和6年度（2024年度）から6年間の計画を令和5年度（2023年度）中に策定することになります。この中で北信圏域の医療構想の取りまとめを北信医療圏域地域医療構想調整会議が担うこととなり、中野市以北の中核的医療機関である厚生連北信総合病院と飯山赤十字病院のあり方、地域全体の医療提供体制の将来展望などを調整検討していくこととなります。地域医療の今後のあり方と、岳北地域医療の安定的な維持について、地域全体で真剣に考え、必要な取り組みを進める必要があります。

（9）地域福祉活動に関するアンケート

令和4年（2022年）8月に民生児童委員および主任児童委員を対象に地域福祉計画策定のために、アンケート調査を実施しました。調査結果から見てきたことは、市内全体で高齢化に起因する相談が多く寄せられていること、特に冬期間の除雪に不安を感じていること、コロナ禍も影響し地域内の交流、活動が減衰し、地域住民の困りごとの発見が難しいという状況も浮き彫りになりました。

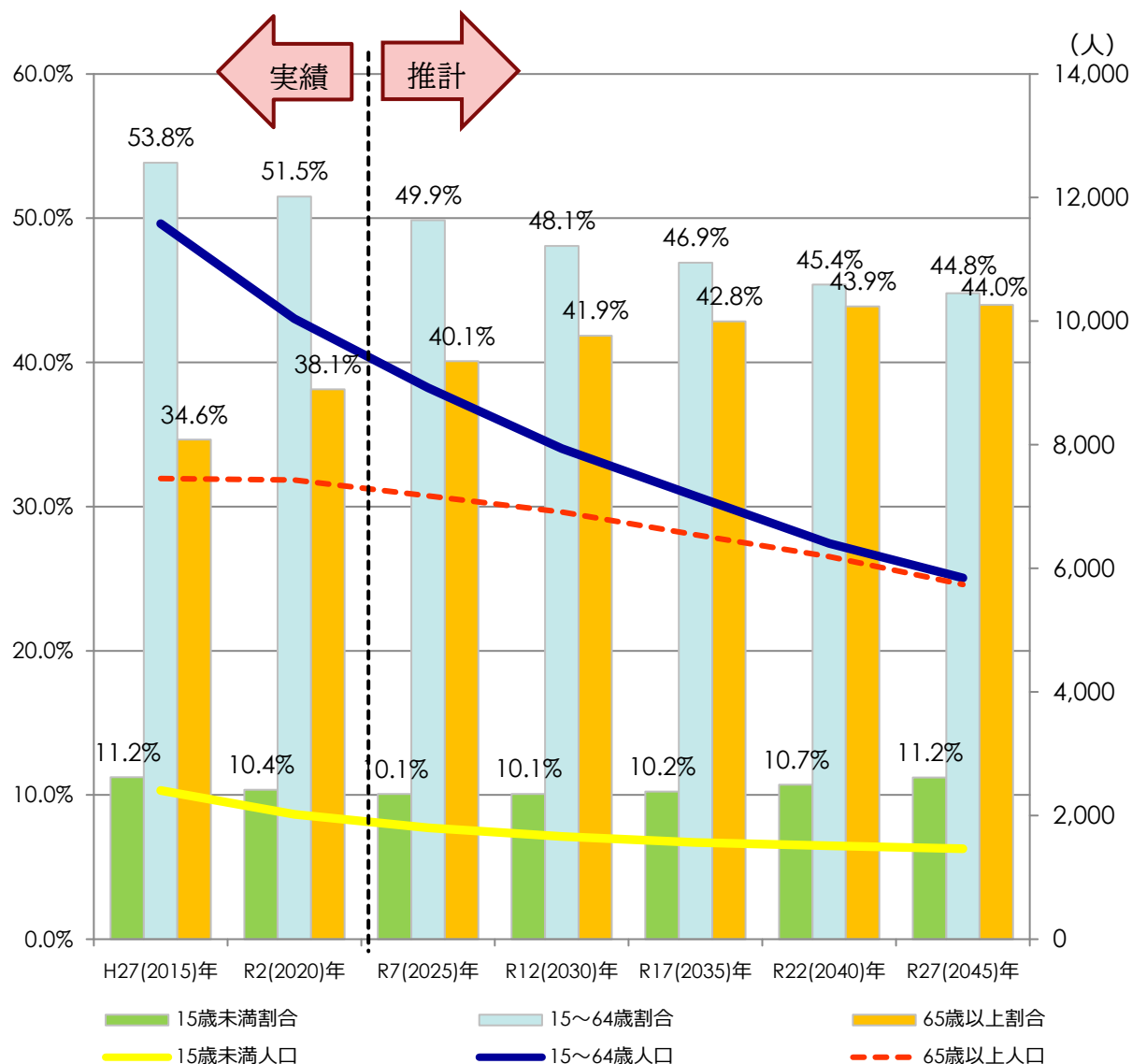
委員の多くは地域福祉の最前線の活動にやりがいを感じているものの、「困りごとの多様性を負担に感じる」「委員定数減により担当地域が複数になり地域との関わりの難しさを感じる」「どこまで踏み込んで対応をしていくべきか悩んでいる」という回答もありました。少子高齢化や独居高齢者の増とともに、地域の関係性の希薄化が進んでいることから、民生児童委員の確保に苦労している地域の実態もうかがえます。

市では地区会議での意識共有や研修会の開催等を通じて支援を行っていますが、今後更なる取り組みをしていくことが必要です。

< 詳細なアンケート結果は巻末の資料編参照 >

2 統計で見る飯山市の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移



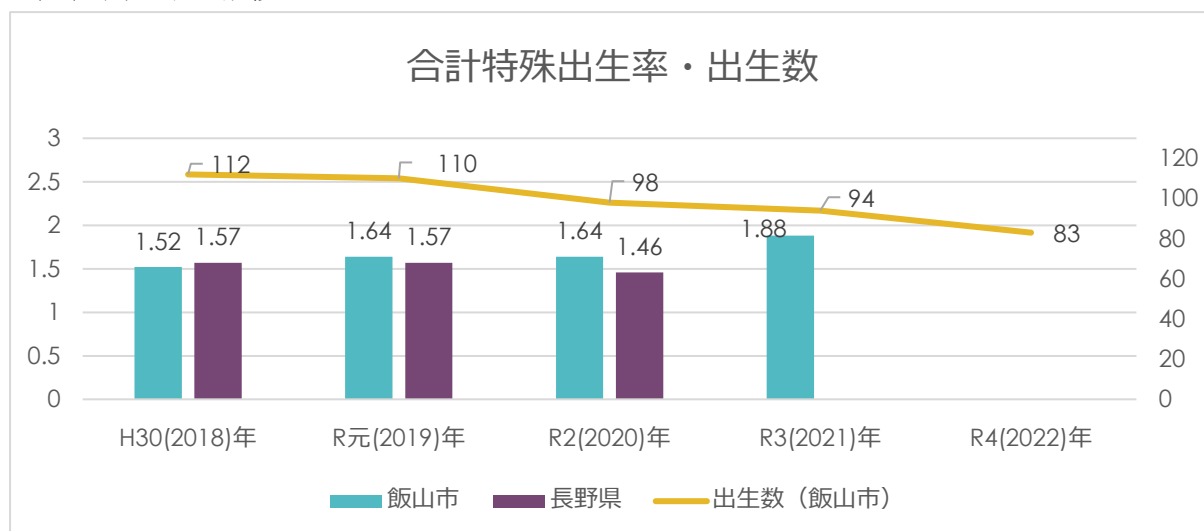
(人)

	H27(2015)年	R2(2020)年	R7(2025)年	R12(2030)年	R17(2035)年	R22(2040)年	R27(2045)年
15歳未満	2,406	2,020	1,800	1,664	1,564	1,512	1,464
	11.2%	10.4%	10.1%	10.1%	10.2%	10.7%	11.2%
15～64歳	11,543	10,040	8,923	7,940	7,166	6,403	5,846
	53.8%	51.5%	49.9%	48.1%	46.9%	45.4%	44.8%
65歳以上	7,426	7,431	7,172	6,912	6,544	6,191	5,739
	34.6%	38.1%	40.1%	41.9%	42.8%	43.9%	44.0%
(年齢不詳)	(63人)						
計	21,438	19,491	17,895	16,516	15,274	14,106	13,049

資料：企画財政課

人口減少が続き、年齢3区分人口は令和27年(2045年)には65歳以上と15～64歳の人口がともに6000人を割り込み、15～64歳の割合は平成27年(2015年)の53.8%から令和27年(2045年)には44.8%まで減少します。

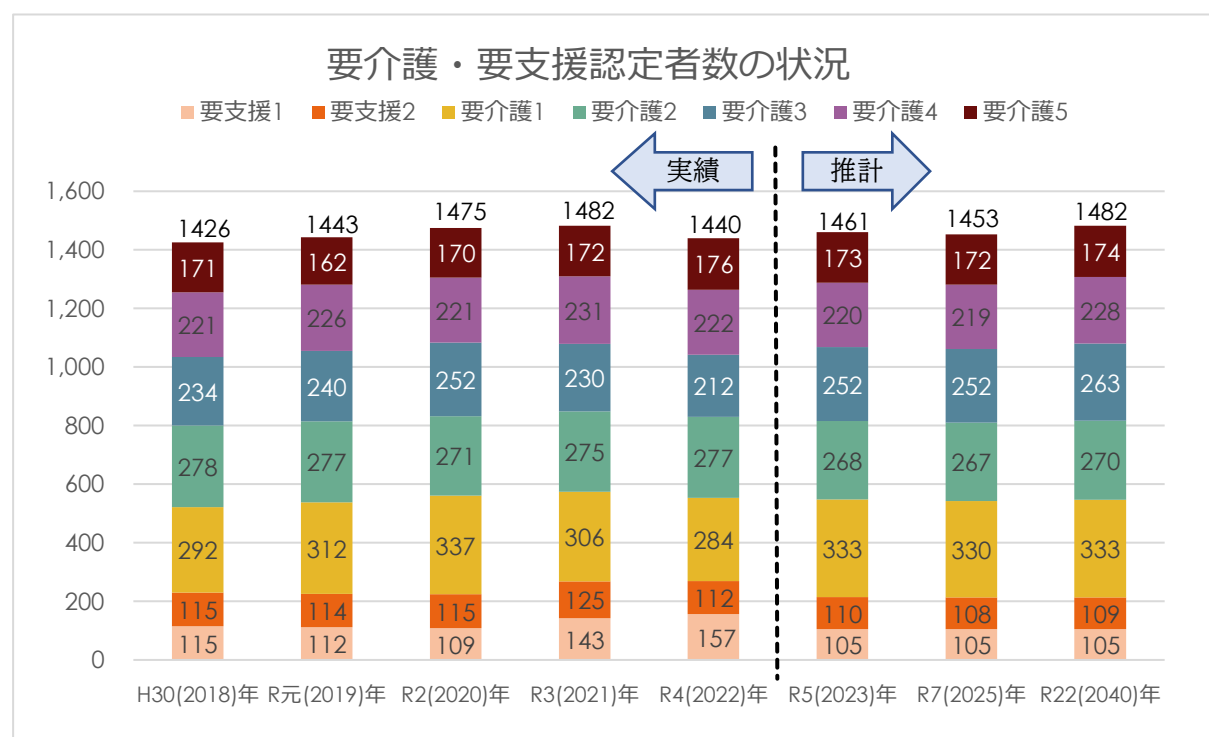
(2) 出生率の推移



資料：市民環境課

出生数は減少が続いており、令和2年(2020年)以降は100人を切っています。各種少子化対策の効果が出ているとは言えない状況で、令和4年度(2022年度)は感染症の影響もあり少子化が深刻化しています。

(3) 要介護・要支援認定者・介護保険サービスの状況



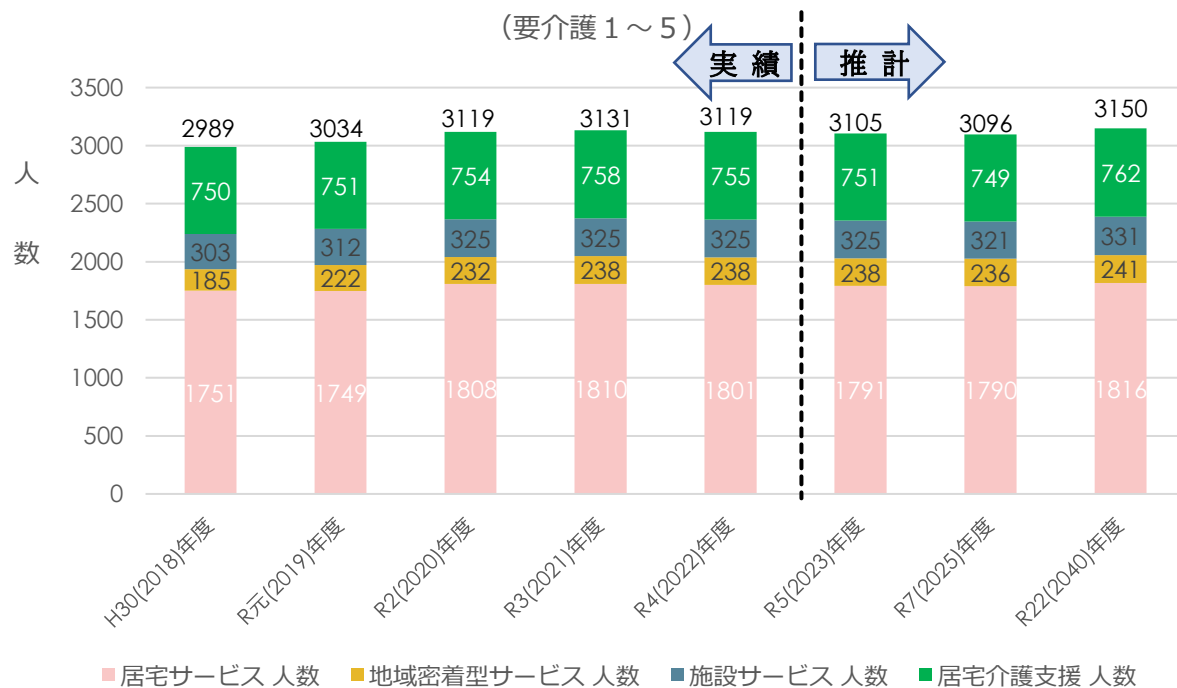
※ 要支援1～要介護5は認定者数の内数

※ 各年10月1日現在の人数

資料：保健福祉課

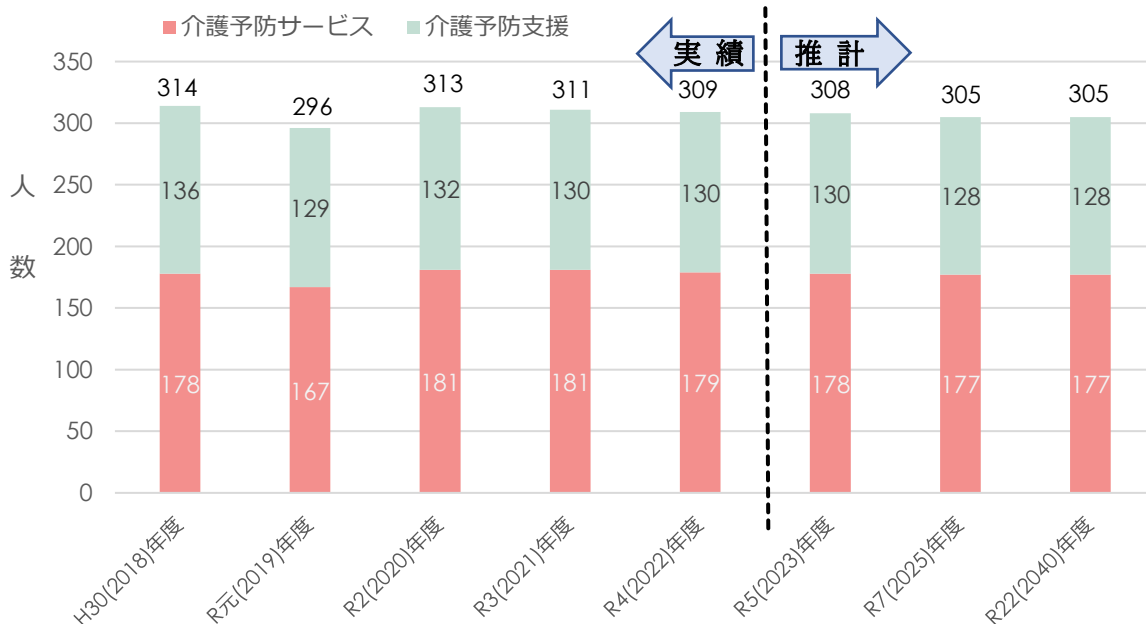
全体数および介護度別、共にほぼ横ばいで推移しており、今後も横ばいと予測されていますが、高齢化の進行により人口に占める割合は伸びることが予想されます。

居宅/地域密着型/施設介護サービス利用者数の推計



※サービス種類ごとに利用人数を集計しているため、全対象者数を上回っています。 資料:保健福祉課

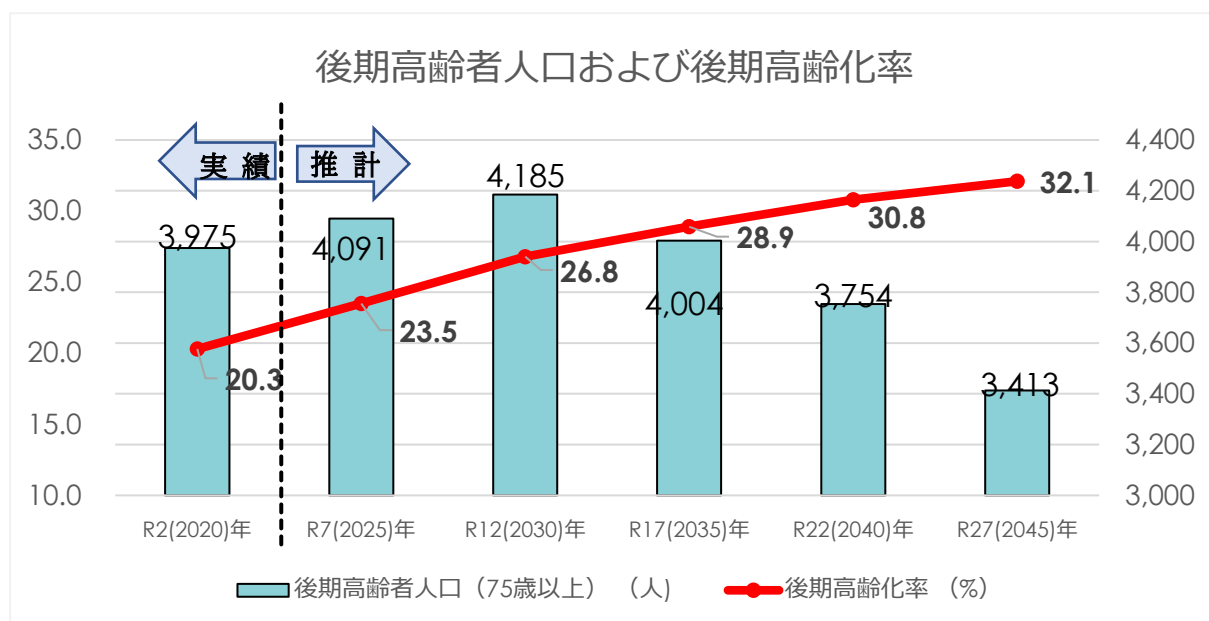
介護予防サービス利用者数の推計 (要支援 1～2)



※サービス種類ごとに利用人数を集計しているため、全対象者数を上回っています。 資料:保健福祉課

サービスごとの利用者数に大きな変動は見られませんが、将来推計もほぼ横ばいが見込まれ、生産年齢人口の減少等により介護事業所のサービス提供体制の維持や事業所存続が課題となってきます。

(4) 後期高齢者人口の推移



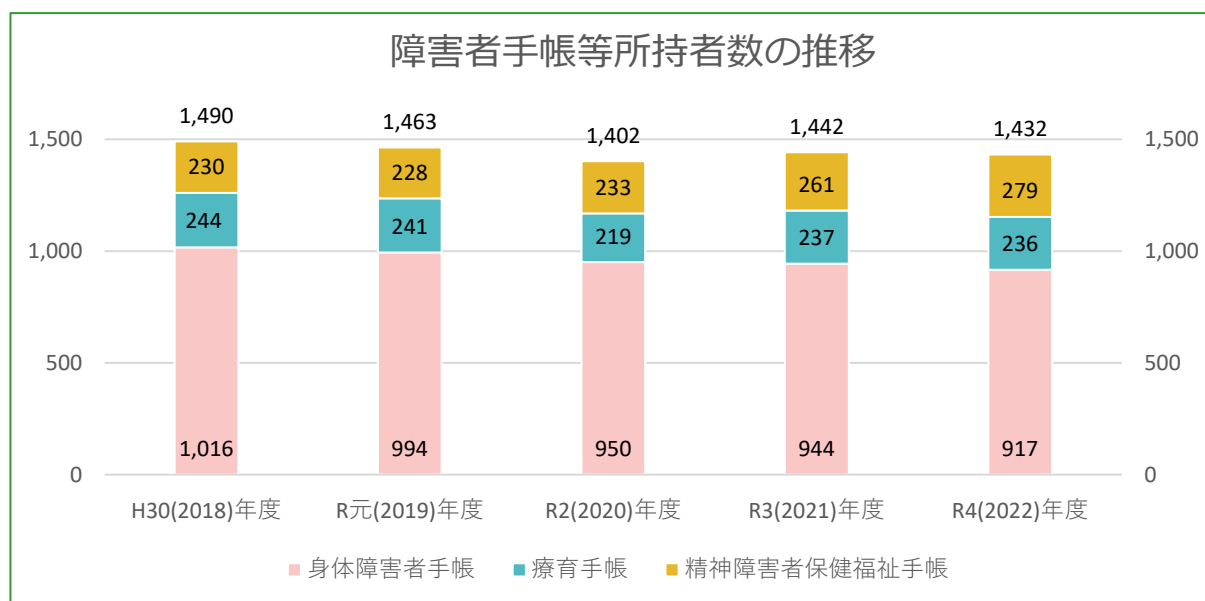
※ 令和2年(2020年)は国勢調査

※ 令和2年(2020年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」

資料：保健福祉課

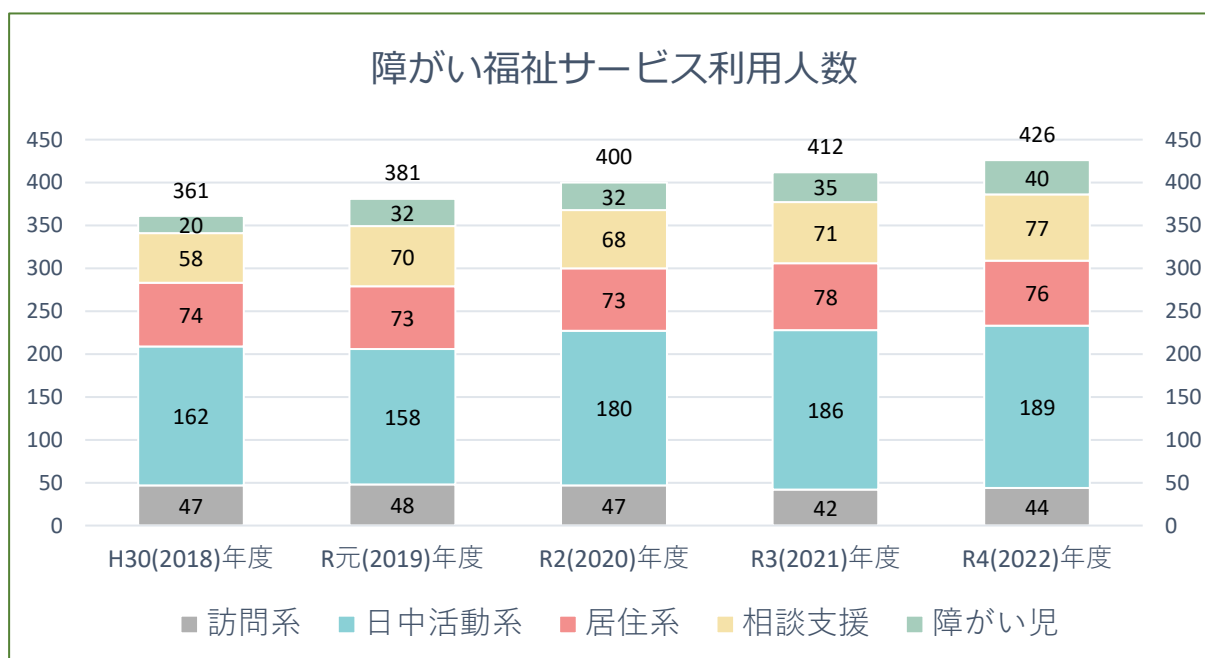
後期高齢者人口は当面は増加を続け、令和12年(2030年)を境に減少に転じるものの、後期高齢化率は、上昇し続けると推計されています。

(5) 障がいのある人の状況



資料：保健福祉課

身体障害者手帳の交付数は減少傾向にありますが、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあり、様々な障がいへの理解促進が必要です。



資料：保健福祉課

訪問系サービスの利用人数はほぼ横ばいですが、日中活動系および障がい児サービスは年々増加しており、利用人数全体も伸びています。障がいの当事者や家族を支えるサービスへのニーズにどう対応していくかが課題になってきます。

(6) 生活保護の動向

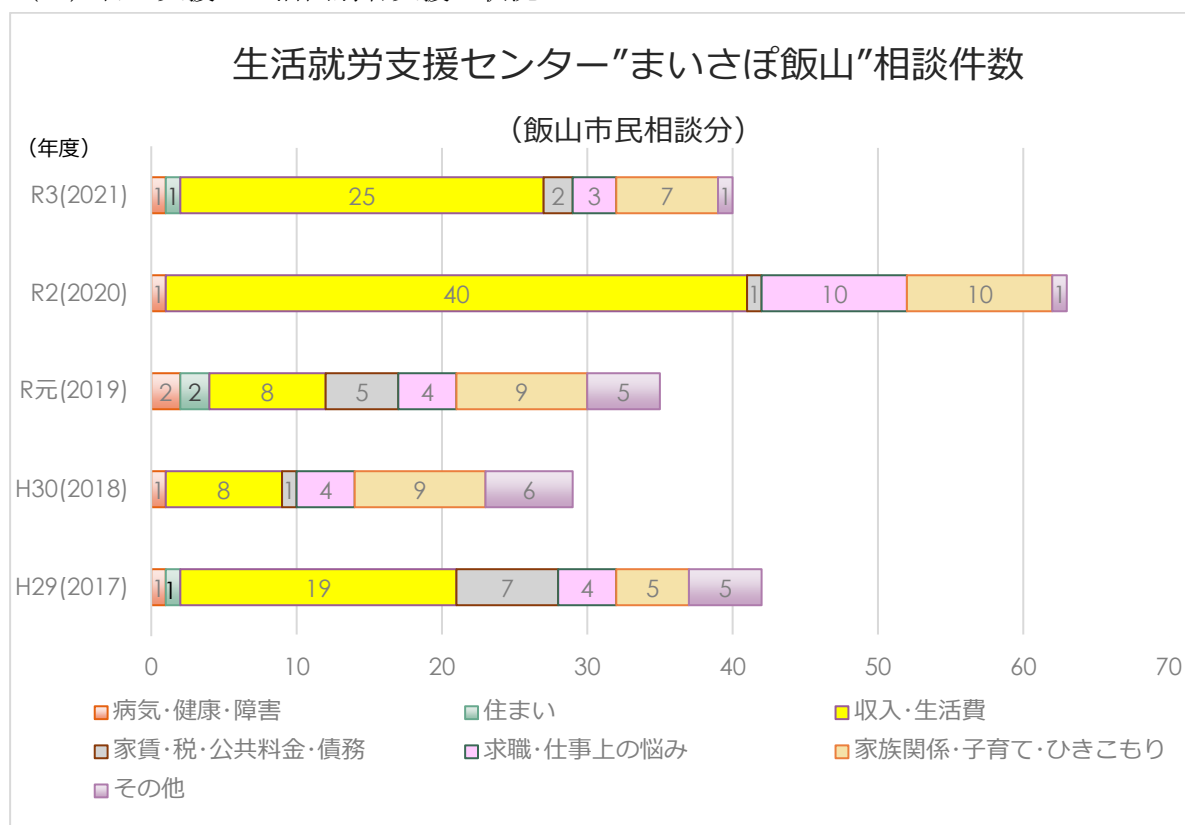
※ 各年4月報告分

年次／区分	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (‰)	【長野県】 保護率 (‰)	【全国】 保護率 (‰)
平成30年(2018年)	46	55	2.5	5.4	16.6
令和元年(2019年)	47	54	2.6	5.4	16.4
令和2年(2020年)	55	63	3.0	5.4	16.3
令和3年(2021年)	59	70	3.4	5.4	16.3
令和4年(2022年)	60	71	3.5	5.4	16.2

‰ … 千分比 資料：飯山市福祉事務所

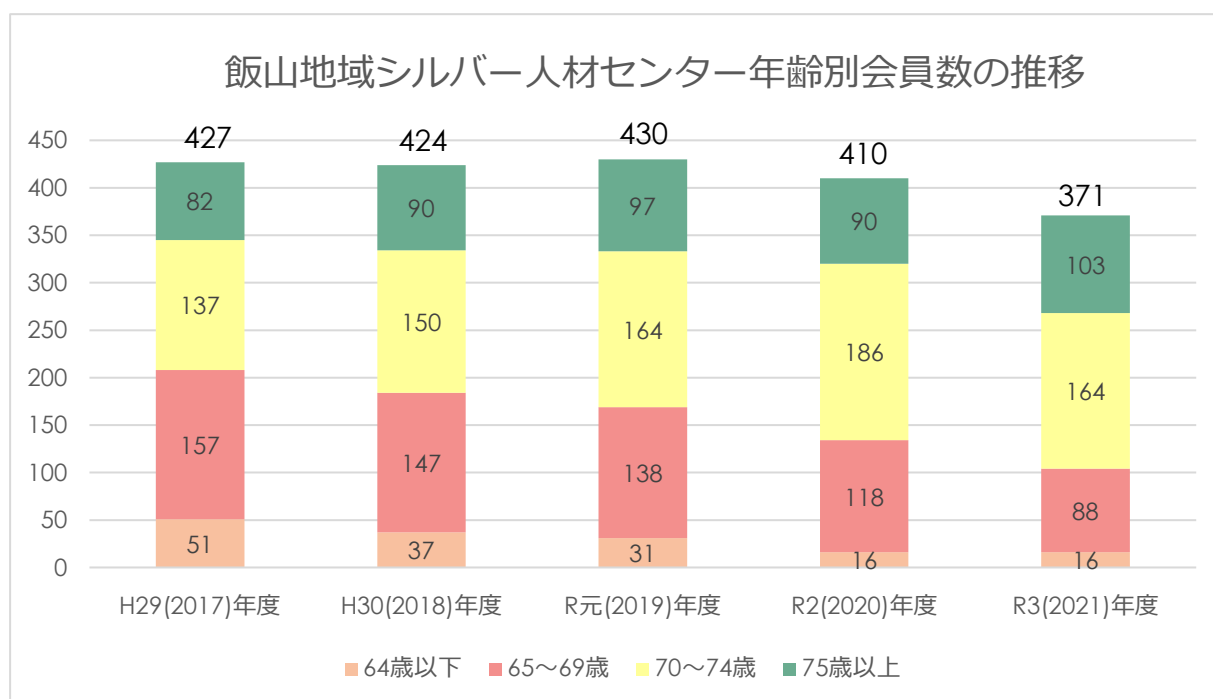
当市の保護率は、県平均と比較して低い水準で推移していますが、コロナ禍の影響もあり、令和2年(2020年)から上昇傾向が続いています。被保護世帯のうち約半数が高齢者世帯、3割が傷病・障がい者世帯という傾向が続いています。

(7) 自立支援・生活困窮者支援の状況

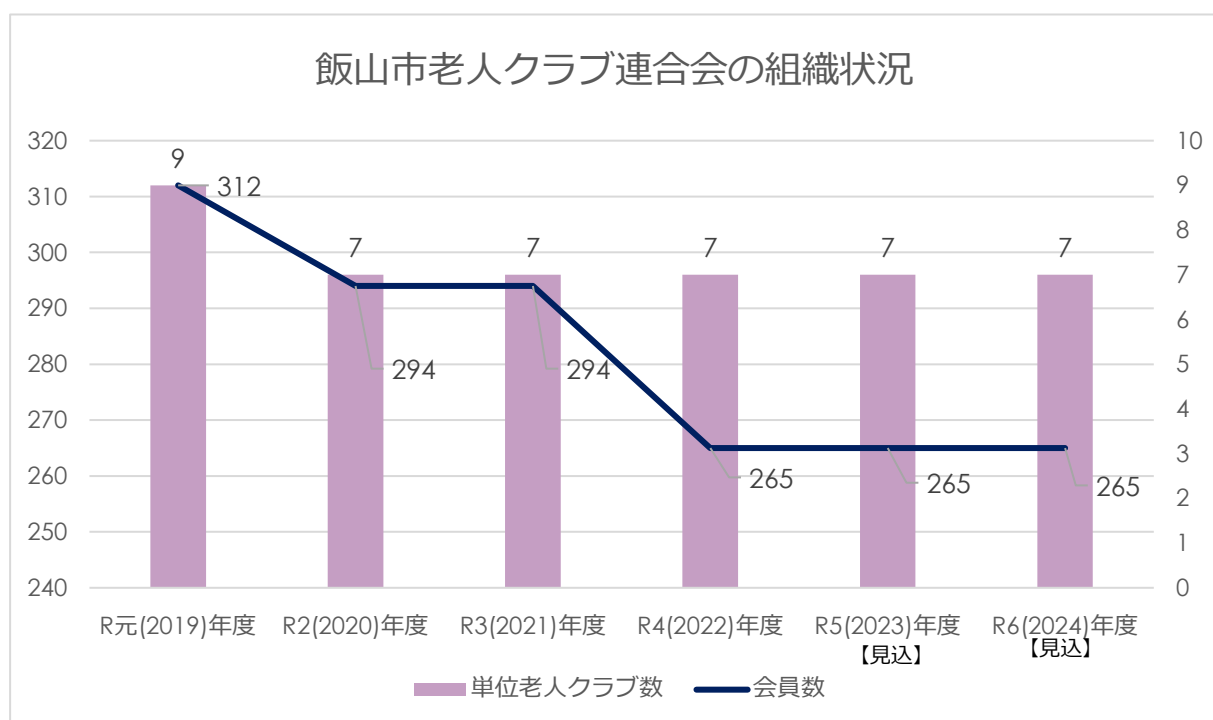


令和2年度(2020年度)の相談件数が突出し、特に「収入・生活費」に関する相談が多くなっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付等の相談が伸びた影響です。「生活就労支援」というまいさぼの性質から、基本的に収入減や求職の相談が中心となっており、次いで子育てやひきこもりなど家庭内の表面化しにくい相談に対応しています。

(8) 高齢者の社会参加の状況



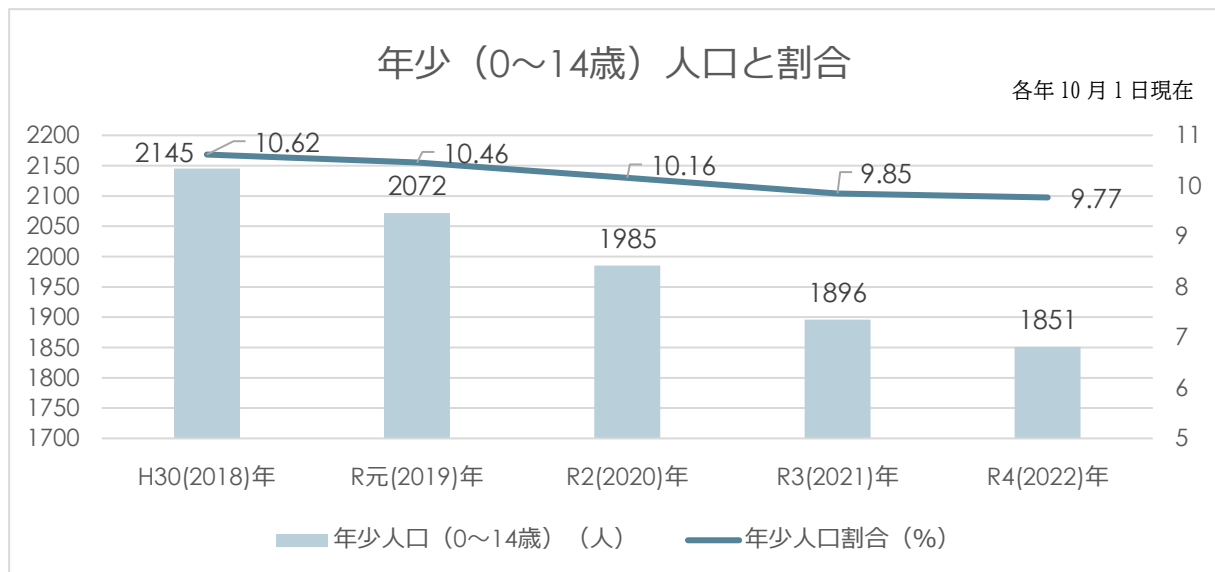
資料：飯山地域シルバー人材センター



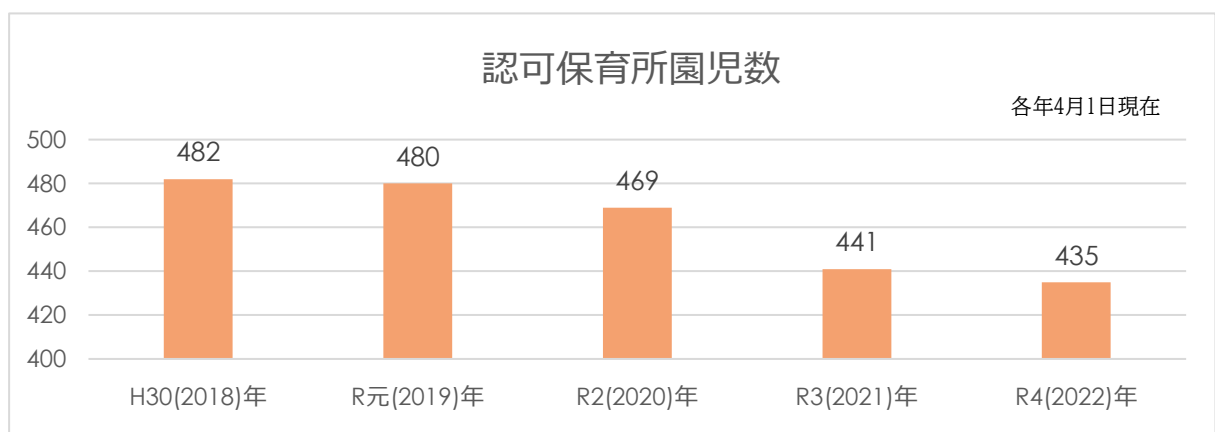
資料：保健福祉課

シルバー人材センター、老人クラブともに会員数は減少し続けています。一方、シルバー人材センター会員の60歳代が減少し、70歳以上の割合が伸びています。高齢化の進行や定年延長等により、後期高齢の年代でも元気で就労する方や、趣味や地域活動に生きがいを見出す方の存在が窺えます。

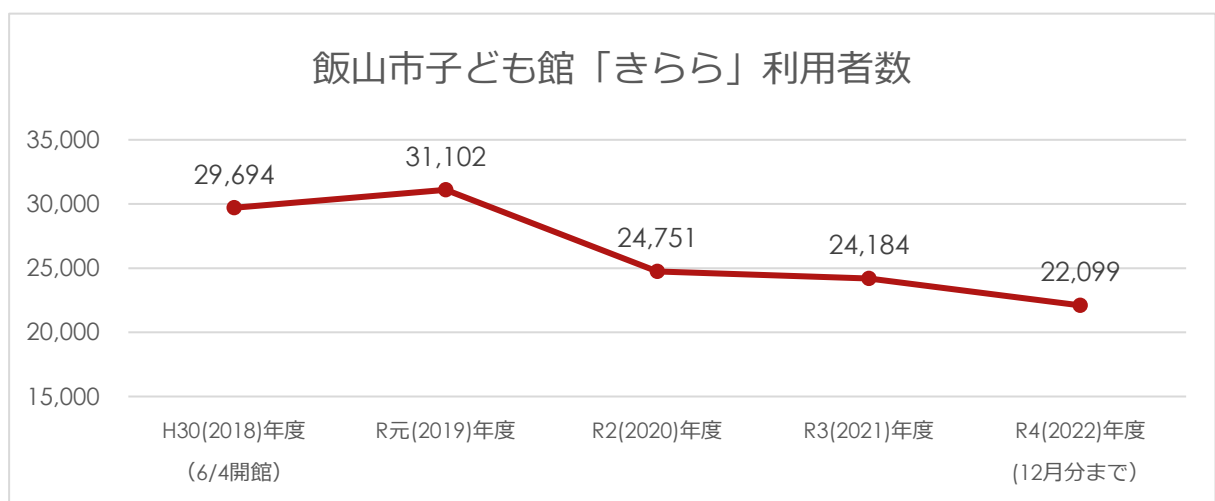
(10) 子育て環境



資料：企画財政課

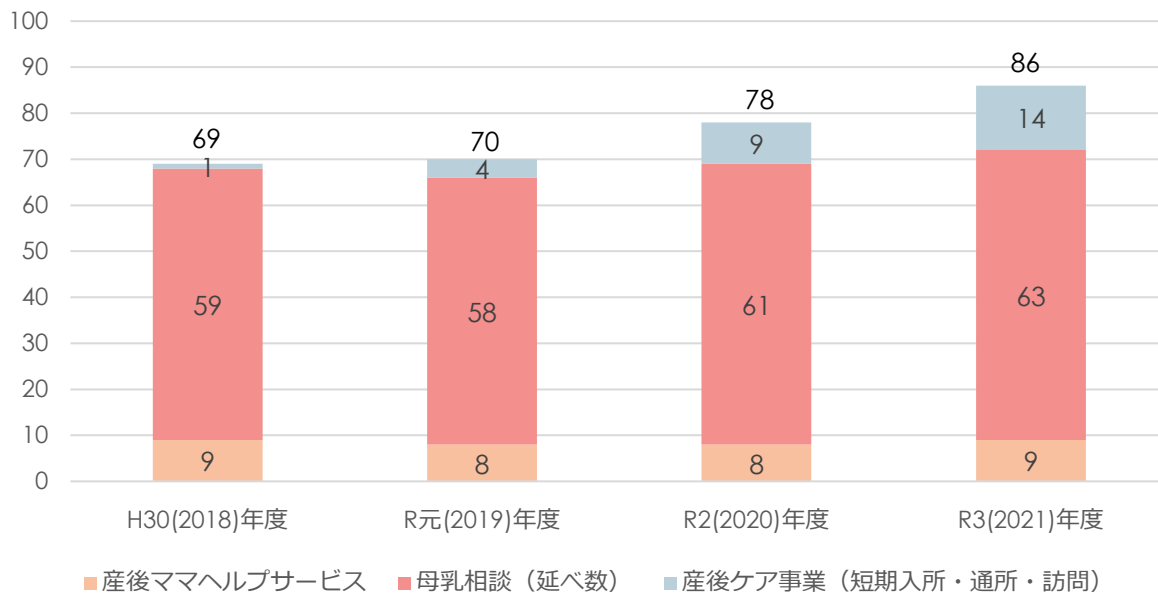


資料：子ども育成課



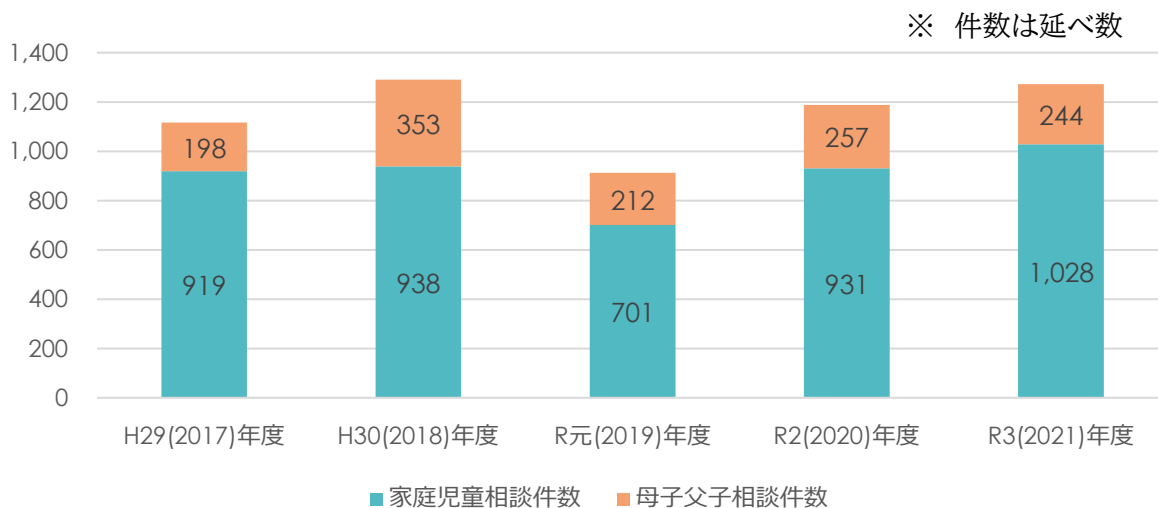
資料：子ども育成課

飯山市子育て世代包括支援センター 「あいえる」利用状況



資料：保健福祉課

子ども家庭相談室 相談件数



資料：子ども育成課

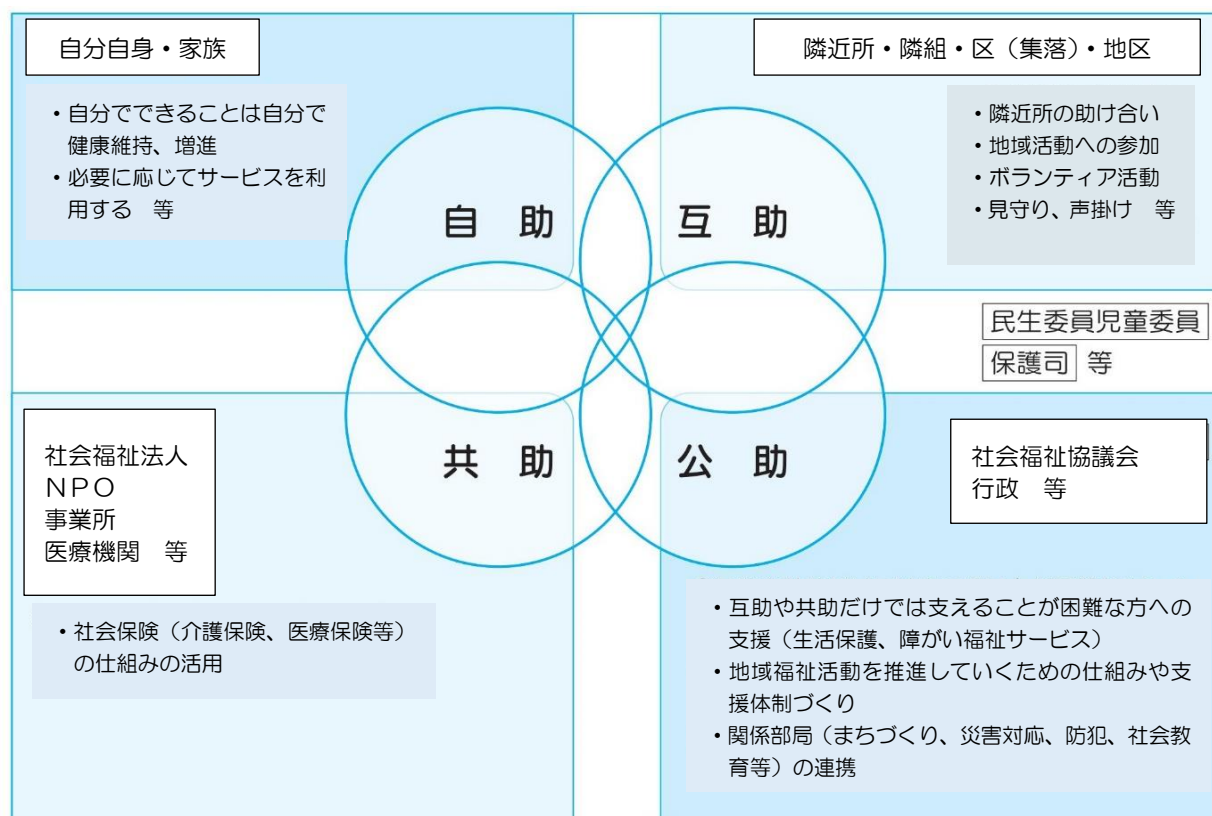
年少人口の減少が続く、歯止めがかからない状況です。「きらら」の利用はコロナ禍の影響を受けて減少していますが、「あいえる」や乳幼児サービスへの認知度が高まり、利用が伸びています。子ども家庭相談室への相談は全体として年度ごとの増減はありますが、大きくは増加傾向であり、多様な事案へのきめ細かな対応が行われています。

3 課題と方向性

本格的な少子高齢社会となり、高齢者をはじめ、支援を必要とする人がますます増えていきます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な困難を抱えている市民の日常生活を、市民をはじめとして、行政や関係機関などの多様な主体が支えていくことが重要です。

多様な主体が連携して支え合う地域をつくるには、まず、一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めていく必要があります。また、他の人への気遣いや日常的会話が自然に行われるような環境を育み、近隣地域での支え合いの仕組みをつくることによって、緊急時や災害時の要支援者への援助が円滑に進むなど、地域の福祉力を強化していく必要があります。

国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進が必要であり、支える側と受ける側に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無に関係なく、すべての人が、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るために、自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域を構築することを更に推進していくこととします。



第3章 基本理念と基本目標

1 計画が目指す将来像・基本理念

社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、様々な分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域住民や社会福祉の事業者などが相互に協力することが求められています。そのためには公的な福祉サービスや支援と住民同士の支え合いが、相互に連携・協力していく地域でのしくみづくりが望まれています。

令和5年度（2023年度）からを計画年度とする飯山市の第6次総合計画では、「将来のまちの姿」として「飯山郷創～世界にひらく里山の未来～」を掲げ、魅力ある郷（ふるさと）である飯山市を世界に発信し、多様性を認め合い、交流と定住の促進につなげることを目指しています。その実現に向け、福祉や地域に関しては「未来を拓く子どもたちが育つ共育のまち」「安全で安心して暮らしを愉しめるまち」という基本目標が打ち出されました。

この基本構想の趣旨を踏まえ、当市が目指す地域福祉の将来像を、本計画の基本理念として次のとおり掲げます。

基本理念

とうどの心で やさしくつながり 支え合い

誰もがその人らしく暮らし続けられる

共生の郷（ふるさと）づくり



毎日のくらしの基盤となるのが地域です。ここでは年齢や障がい、性別や国籍などにとらわれず、みんなが安心して暮らせるよう、住民や事業者、各種団体や行政などあらゆる主体が互いに協力し、地域における生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。そのために、雪深い飯山に昔から根付く「とうど」の心を一人ひとりが再認識することから、やさしくつながり、お互いさまで支え合う、共生の郷（ふるさと）づくりを目指します。

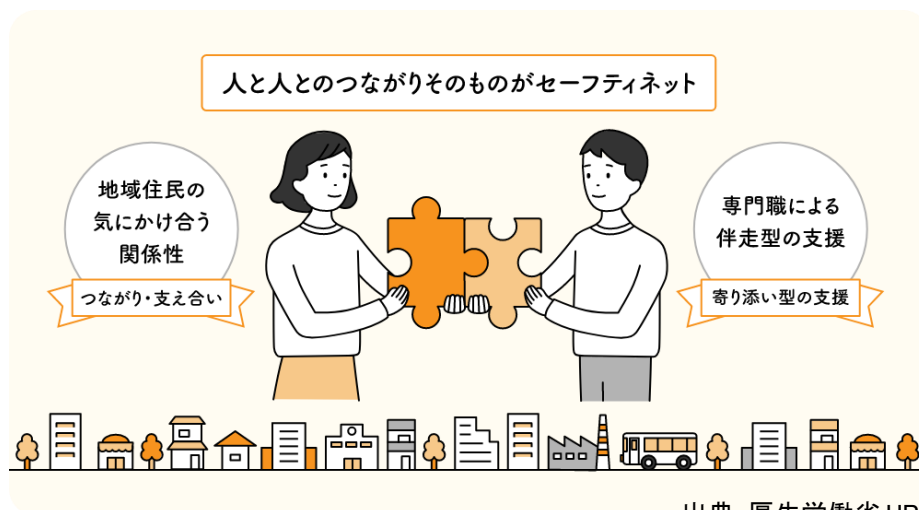
2 将来像実現のための基本目標

基本目標1「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

地域社会はさまざまな人たちがその人なりに生きていく土台であり、ホームグラウンドでもあります。そして、齢を重ねて今までどおりの暮らしに支障が出たり、障がいによる暮らしづらさや子育ての大変さに直面したりということは、誰にも起こりうることです。こうした暮らしの困りごとを他人事とせず、お互いさまの気持ちで思いを共有することが大切です。地域福祉に関する活動は、必ずしも特別な活動だけを指すものではありません。ほんの少し、周りの人を思いやり、気遣う意識こそが出発点といえます。この意識の芽生えから具体的な行動がはじまり、やがて参加・協働へと結びつき、新しいつながりへ発展する一といった循環を地域全体で育んでいきます。

地域住民一人ひとり、地域組織、ボランティアなど多様な主体がゆるやかにつながり、相互に支え合って、誰もが自分らしく暮らせる地域を目指します。



出典：厚生労働省 HP

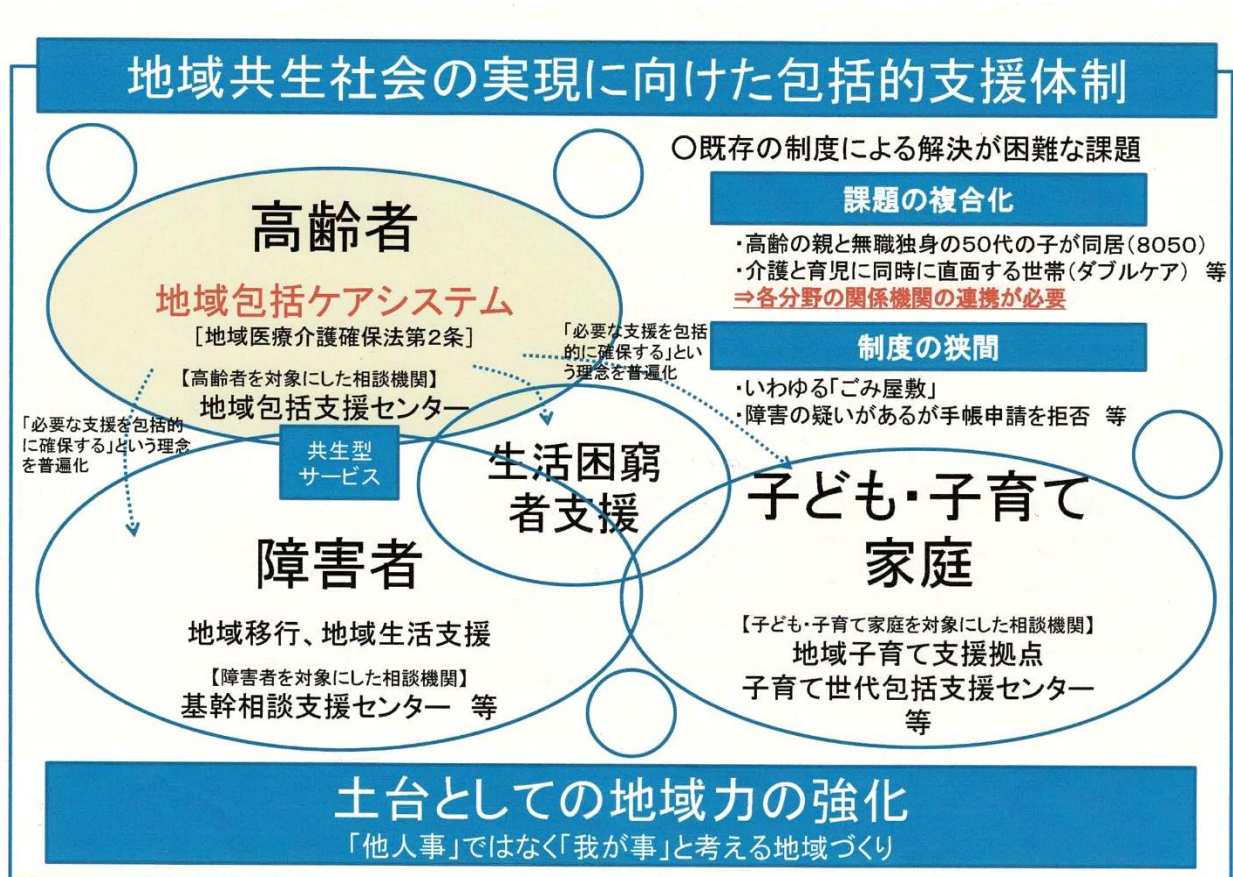
基本目標2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

地域で暮らしていく中での生活課題や困りごとには、多様なものがあります。それらは、一般的な「福祉」の枠組みでは解決できない、あるいは複合的な視点での対応が必要なものであったりします。日本の社会保障は高齢、障がい、児童、生活困窮などの分野ごとに整備されてきましたが、地域での生活課題は必ずしも専門的な単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、福祉、保健、医療、交通などの各分野にまたがり、公的サービス、民間サービス、地域住民の助け合いなど複数のサービスを適切に組み合わせることで満たされることが少なくありません。

その人ごとに、あるいはその世帯ごとに、社会的孤立や制度の狭間に陥ることなく必要なサービスにつながり、暮らし続けられる地域福祉のしくみづくりに向け、多様な支援やサービスの連携による包括的支援体制の構築を目指します。

包括的支援体制のイメージ



出典：厚生労働省 HP

基本目標3 「地域共生社会の実現」

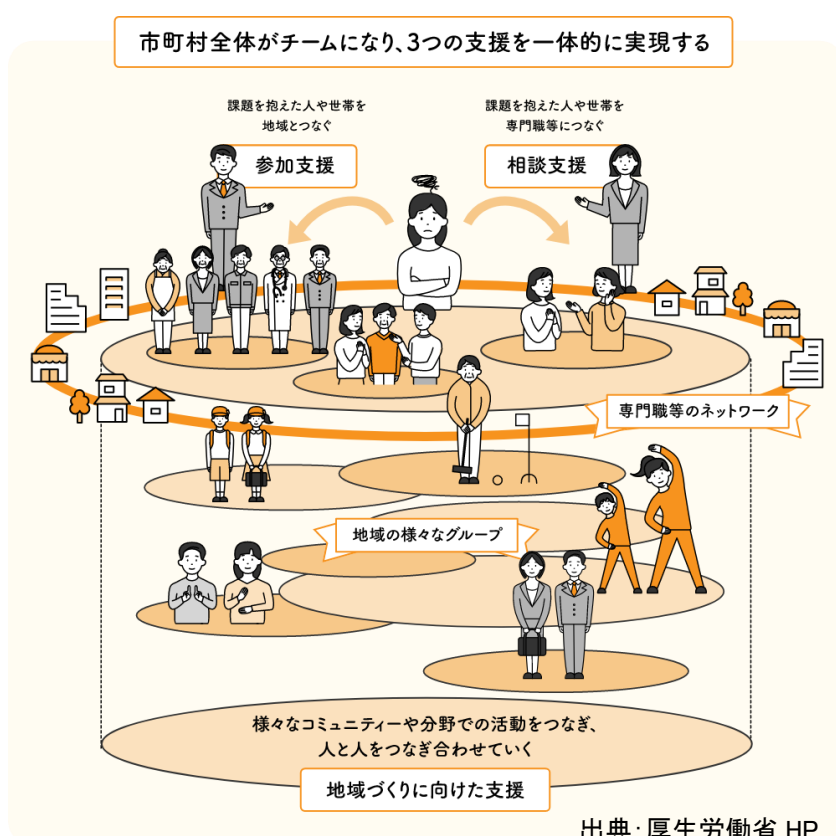
ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

誰もが家庭や地域の中で、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、その人らしい生活をおくるためには、心身の健康とともに自分らしい居場所や生きがい、周囲とのつながりが大切です。地域や社会とつながることにより孤独や孤立を防ぎ、多様なつながりを通じて地域全体の多様性や基本的な人権意識の尊重が図られます。地域では、多様な住民がその人らしく生き生きと共に暮らす「ごちゃまぜ」の状態を自然なこととして捉え、それぞれの立場や個性を認め合い、つながり合う意識が、安心な暮らしを営む福祉のまち、地域共生社会実現の第一歩となります。

地域共生社会では、高齢者だけでないあらゆる人たちに必要な相談支援やケアの体制が機能し、医療や健康増進・介護および介護予防・子育て・障がい福祉などの支援を、住民を含めた各主体・機関の参加と協働により提供していくことを目指します。

人口減少社会においても、災害・緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握と地域での支援体制を構築するとともに、地域医療体制を維持し、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活できる施策を推進します。

また、成年後見制度の利用促進に向け、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支えるしくみを推進するとともに、再犯防止施策を推進し、社会全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を育てるため、関係する団体と連携を図ります。



3 施策の体系

3つの基本目標を柱に、以下のとおりの施策体系で、既存の個別計画とも連携させながら、本計画の推進に取り組んでまいります。

基本目標1 「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

基本施策		関連する計画等
1-1	住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上	・第6次基本計画 ・教育大綱
1-2	多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進	
1-3	福祉の心を育てる学びの推進	

基本目標2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

基本施策		関連する計画等
2-1	多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化	・障がい者計画 ・老人福祉計画/介護保険事業計画 ・子ども・子育て支援事業計画
2-2	複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決していく体制づくり	
2-3	すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化	

基本目標3 「地域共生社会の実現」

ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本施策		関連する計画等
3-1	互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり	・障がい者計画 ・老人福祉計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・健康増進計画 ・地域防災計画 ・自殺予防対策計画 ・公共交通計画 ・男女共同参画計画 ・人権政策推進に関する基本方針
3-2	安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備	
3-3	心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持	
3-4	権利擁護と成年後見制度の利用促進 【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】	
3-5	再犯の防止に向けた取り組み 【飯山市再犯防止推進計画】	

第4章 施策の展開

本計画の基本理念に基づき、基本目標の達成に向け、市と市民、多様な団体や事業者が共に取り組む事がらを、現状や課題とあわせて本章で明確化します。基本施策ごとの「取り組み」は、住民・地域の各種団体・事業者や医療機関・ボランティア・市（行政）など、各主体により関わり方は異なりますが、基本理念に掲げた地域共生社会の実現と地域福祉を支える地域力の向上に向け、それぞれが歩みを止めずに進んでいくことを目指すものです。

また、施策や行動の具体的な視点は、関連する個別計画等の共通する分野に反映できるよう、それぞれの見直しや改定に応じて相互に調整を図っていきます。

基本目標 1 「地域の基盤づくり」

つながり合い、支え合い、自分らしく暮らせる、お互いさまの地域づくり

基本施策 1-1 住民相互のつながりと地域活動への参加意識の向上

【現状と課題】

隣組や区、地区などそれぞれの地域では、顔の見える近所づきあいから区や公民館などの地域役員の主導によるさまざまな活動が行われています。地域福祉の推進のためには、住民相互のつながりの強化とともに、そうした活動への住民の積極的な参加がとても重要です。しかし、少子高齢化や感染症の影響もあり、日ごろの積極的な住民参加が進んでいるとは言えない状況です。住民相互の多様なつながりや日常的な地域活動への関心や興味を高めるため、多様な地域活動の意義や有益性、楽しさについての情報発信強化と経験の蓄積が必要です。

【施策の方向】

令和5年度（2023年度）から5年間を計画期間とする飯山市第6次総合計画・前期基本計画においては、「市民協働・ダイバーシティ」の項目で「互いを認め合いながら、市民や各種団体が主体的に地域課題の解決に取り組む」ことを目指しています。この方向性は、本計画と共通するものであり、地域を考える出発点として「協働」が大切な要素になります。

地域の住民それぞれが主体的に参加する意識を持ち、支え合いや助け合いについて考え、その必要性を皆で共有することから地域福祉の基盤となる地域づくりが動き出します。地域に生きる様々な背景を持った人たちが、あらためて知り合い、ゆるやかなつながりの中で共に支え合い、その人らしく暮らしていける地域共生社会の実現に向け、住民意識への働きかけや地域組織の維持と活性化につながる支援に取り組みます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域でのあいさつや声かけを通じた、顔の見えるつながりづくりを進めよう
- ② 区・集落などの行事・作業に、個々の状況に応じてできるところから参加しよう
- ③ 年代や性別を問わないあらゆる住民が参画しやすい地域組織づくりを推進しよう

行政

- ④ 地域の公民館や育成会、地区社協などによる多様で魅力的な地域活動を支援します



(写真)地域での活動

区・集落の共同作業や公民館活動などへの参加が、身近な地域のつながりを育みます。子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できる地域の集まりを通じて、あいさつ合う地域づくりを進めましょう。



基本施策 1-2 多様な住民の地域生活課題の共有と見守りの推進

【現状と課題】

近年、地域の中には多様な住民が暮らしており、それぞれが持つ困りごと（地域生活課題）も多様かつ複雑になっています。その多様な困りごとは、常に表面化しているとは限らず、それぞれの背景や事情により見え隠れしますが、当事者は声をあげにくく、見過ごされてしまうことも多いようです。普遍的な地域生活課題の認識を持ちながら、それぞれの立場や状況を思いやり、お互いさまで見守りや声かけができる関係の広がりが望まれています。

かつては、隣近所や区などの地域組織をベースにした助け合いが一般的でしたが、これらの地縁組織にとらわれず、一人の時間や生活を大切にする考え方や、ひきこもりなど、地域や近隣住民とのコミュニケーションが築けないまま、孤立する方も増えてきています。また、少子高齢化や感染症の影響もあり、身近な地域においても人と人との関係性の希薄化が進んでい

ます。民生児童委員のアンケートでは、地域でのつながりや居場所の大切さ、区（集落）や行政（市）と民生児童委員との一層の連携を求める声が聞かれました。

【施策の方向】

一人ひとりが互いを気にかけて合う意識を育み、住民相互のつながりから困りごとを共有し、支え手と受け手の別なく助け合える地域組織やコミュニティの活動の活性化を図るとともに、多様な主体による新たな交流の推進を目指します。また、地域福祉を最先端で担う民生児童委員や見守りとうど衆による日常的な見守りを通じて、支援が必要な人を地域で支えるしくみづくりを進めます。一方で民生児童委員の定数減により複数集落を担当せざるを得ない状況もある中で、民生児童委員活動が負担になる状況を改善する方策の検討も必要です。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 適度な距離感で互いに見守り思いやる近所づきあいを心がけよう
- ② 困りごとを抱え込まずに話せる場づくり、支え合うつながりづくりを進めよう

行政

- ③ 見守りとうど衆^{※1}や民生児童委員の見守り活動を支援するとともに多様な共助の活動を推進します
- ④ 地域の見守り情報から、潜在的なひきこもりなどの生活課題や多様な福祉ニーズの把握に努めます
- ⑤ 普遍的な地域生活課題や民生児童委員活動への理解を広げるための周知啓発を推進します



(写真)民生児童委員活動

民生児童委員は、日ごろからひとり暮らし高齢者や乳幼児のいる家庭の見守りに努めています。表面化しない世帯状況や困りごと、民生児童委員・主任児童委員への相談から、市役所の相談窓口や支援につながります。

写真は民生児童委員協議会と介護事業所のケアマネジャーが互いの役割や事例の情報交換を行ったもので、意識共有と連携が図られました。

※1 誰もが参加できる見守りと支え合いの地域づくりの意識向上を目指し、隣組長や民生児童委員などが「見守りとうど衆」となり、研修やボランティア活動に参加することで、地域福祉の裾野を広げる、飯山市社会福祉協議会により提唱された取り組み。

基本施策 1-3 福祉の心を育てる学びの推進

【現状と課題】

地域に主体的に関わり、地域生活課題を「自分ごと」としてとらえ、地域における福祉を推進する人材の育成が望まれています。しかし、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化もあり、学齢期からの福祉教育や地域へのかかわりを学ぶ機会が充足しているとは言えません。また、福祉を支える担い手の不足も叫ばれており、生涯学習や社会人の学び直し（リカレント教育）の場面において、誰もが福祉の支え手・担い手になることができる幅広い学習機会の提供が求められています。

【施策の方向】

学校教育においては、福祉やボランティア活動の学びと体験の機会を設け、地域福祉や多様な住民の生活課題などについても、学年に応じ段階的に理解が深まるよう呼びかけます。また、社会福祉協議会が実施している社会福祉大会や福祉教育懇談会などを通じて、生涯学習も含めて、広く市民に地域福祉への理解や積極的な参加につながる啓発や学び、情報発信に努めます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域活動の中で、多様な住民との共生を当たり前のことと捉え、支え合う体験機会を増やそう

行政

- ② 小中学校では学年に応じた学びと体験を通じて地域理解と福祉の心を育てます
- ③ 中高生による福祉事業所の職業体験や地域の課題把握を通じ、福祉職の魅力を知ることから福祉人材の確保・育成につなげます
- ④ 幅広い住民のボランティア活動への参加を促す取り組みを積極的に推進します



(写真)福祉教育

コロナ禍前、市内の中学校では、生徒会の委員会活動で障がい者施設入所者との交流を行っていました。インクルーシブな社会をあたり前と受け止める感性が育っています。

(写真)社協による配食ボランティア

高齢者に弁当を届ける配食ボランティア活動には、調理と配達に多くの方が参加し、高齢者の安否確認や顔の見える関係作りにつながっています。



基本目標 2 「包括的支援体制の構築」

困りごとを受け止め、多様なサービス連携により解決を目指すしくみづくり

基本施策 2-1 多様な困りごとを受け止める相談支援体制の強化

【現状と課題】

飯山市ではさまざまな困りごとを相談できるワンストップ窓口を保健福祉課に設置し、相談員が対応して関係機関へつなぐ体制を整備していますが、市民の認知度は低く、相談件数も多くありません。また、介護や子育てなどの分野ごとに相談を受け付ける窓口を設けるとともに、市社会福祉協議会では定期的に総合相談・心配ごと相談を実施するほか、県社会福祉協議会による生活就労支援センター（まいさぼ飯山）を設置、運営しています。

一方で、少子高齢化や世帯構成、社会経済情勢の変化等により、8050 問題^{※2}やダブルケア^{※3}、ヤングケアラー^{※4}等、個人や世帯の生活課題が複雑化・複合化しており、地域で表面化しにくい多様で複雑な困りごとに対応できる相談支援体制の強化が必要です。

【施策の方向】

既存の総合相談窓口を、誰もが躊躇なく相談できる身近なものとするために、まずは認知度を上げるための周知・広報を推進するとともに、相談員のスキルアップを図ります。また、当事者及び民生児童委員や地域の方からの相談や情報を受け止め、適切な支援につなげるため、各分野の相談支援体制の強化と多機関連携を進めます。

《取り組み》

行政

- ① 保健福祉課の総合相談窓口の認知度を高め、活用を図るための広報を強化します
- ② 総合相談窓口と関連する個別窓口、社会福祉協議会との連携強化を図ります
- ③ 多様で複合的な困りごとには、関連する部署と関連する機関や事業者等が連携して対応します



(イラスト)ダブルケア

子育てと親や親族の介護の両方を同時に担っている母親等への負担が重くなっている状況。声かけや見守りなどで、気にかけてあい支え合う地域づくりを目指しましょう。

※2 高齢化した親がひきこもりの中高年の子を支える家庭で、社会的孤立や生活困窮と介護が同時に生じる問題

※3 晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題のこと

※4 通学や仕事のかたわら、障害や病気のある親やきょうだいの世話をする 18 歳未満の子どものこと

基本施策 2-2 複合的な課題を地域の多様な機関が連携して解決していく体制づくり

【現状と課題】

飯山市では民生部に介護分野に対応する地域包括支援センター、子育て分野に対応する子育て世代包括支援センター「あいえる」を、教育部に子ども家庭総合支援拠点となる家庭児童相談室を設けています。併せて社会福祉協議会のまいさぼ飯山では、経済的困窮や引きこもり、保健福祉課では飯山市独自の除雪支援の相談に応じるなど、専門部署がそれぞれに相談支援にあたりつつ、必要に応じて連携する体制となっています。

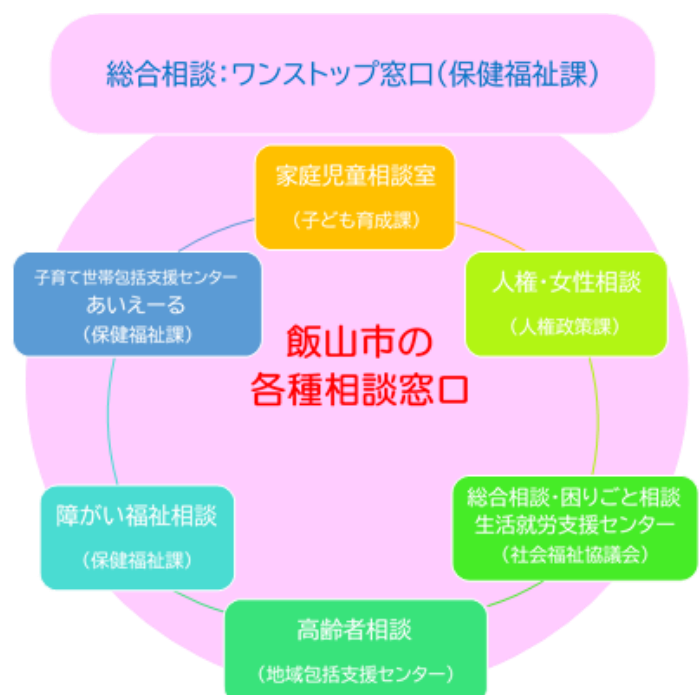
広く高齢者福祉の領域を中心として、社会福祉法第 106 条の包括的支援体制の理念に基づく医療や介護の分野を中心とした地域包括ケアシステムの構築が求められており、行政だけでなく医療機関や介護支援事業所など多機関との連携や、地域にある各種団体、ボランティア、住民の参加を促すしくみづくりが必要です。

さらに国は、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を創設し、各自治体での取り組みを推進しています。少子高齢化が進む地域での暮らしを支えるために、行政がハブとなり、地域の力をベースに多様な主体の連携により、複雑化・複合化する生活課題を解決していく体制づくりの検討が急がれます。

【施策の方向】

飯山市第 6 次総合計画・前期基本計画においては、「福祉・介護」の項目で「支え合い活動が行われている地域の中で、誰もが生きがいを持ち安心して暮らす」ことを目指しており、本計画同様に、地域福祉の実現、地域共生社会の構築、地域包括ケアシステムの構築を推進し、本市の実情に応じた福祉施策の充実を図ることが掲げられています。また、障がい者や障がい児の地域生活支援や就労移行支援など多様な支援やサービスの確保・充実を目指します。

高齢者福祉・介護・障がい者（児）福祉の各分野の個別計画では、より具体的な方策を打ち出しており、既存の相談支援部署が相互に柔軟に連携し、複合的な課題の解決ができるよう、相談支援体制の充実強化を進めます。また、地域の力を土台にした重層的支援体制整備の方向性を目指して地域福



社の課題の把握と共有、多様な主体の協働と参加を進める気運の醸成などに取り組みます。

《取り組み》

行政

- ① 民生児童委員や学校・保育園、各種事業所や当事者からの情報を受け止め、速やかに必要な対応がとれるよう、行政各分野の担当部署の連携や問題意識の共有、専門職員のスキルアップを図ります
- ② 住民の生活課題を地域が「自分ごと」と捉えて解決に向かう互助・共助の意識醸成としくみづくりに取り組みます（重層的支援体制の構築）
- ③ 複合化する課題解決のため、医療機関や福祉事業所、各種団体などとの連携や協力の場づくりに努めます
- ④ 表面化しにくく声をあげられない課題を抱えた人たちが取り残されないよう、個々の特性に応じた課題の理解や支援のあり方についての研修や連携を進めます

事業所・各種機関・団体

- ⑤ それぞれの主体が住民の生活課題の把握に努め、必要に応じ他機関との共有や連携を積極的に進めます



(写真)集落サロン

地域包括支援センターの依頼で、集落ごとに世話人が中心となり高齢者を対象にした集まりの場として集落サロンを開催いただいています。公会堂などを会場に、健康体操、地元の方のお話、落語や音楽鑑賞など多彩な内容を楽しみに集い、互いの元気を確認し、おしゃべりできる機会となっています。

基本施策 2-3 すき間なく、切れ目ない支援体制への連携強化

【現状と課題】

子育てや介護などの悩みを抱えた家庭の中には、既存の相談支援体制への相談に至らず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的な複合化する課題を解決できない人がいるという状況が見られます。また、生活困窮者やヤングケアラー、ダブルケア問題など、従来からの分野ごとの福祉制度単体では対応できない、

いわゆる制度のすき間の問題も生じてきています。まいさぼ飯山の相談事案からも、一面的でない課題の存在がうかがえます。

民生児童委員へのアンケートでは、地域で誰もが安心して暮らしていくためには、「地域での見守りや助け合い」が必要との回答が24.7%と最も多くなっており、コロナ禍を経て更に、互いに気かけあうことの重要性が増しているといえます。

このような状況を踏まえ、すき間なく、切れ目ない支援を行うための、地域と相談支援機関やサービス事業所との連携強化が必要になっています。

【施策の方向】

支援のすき間を作らないために、多様で複雑、複合化した困りごとの事例について、民生児童委員の研修機会でも共有し、地域での見守りからの気づきにつながるよう取り組みます。また、様々な媒体・場・機会を活用し、幅広く市民に届く情報提供を行い、地域住民、関係団体、事業者、行政が必要に応じそれぞれの課題を共有し、早期の相談から適切な窓口につなぎ、切れ目ない支援の実現に向けた連携を強化します。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 隣近所や地域で、それぞれの世帯の状況に応じて、さりげなく様子を聞いたり、ちょっとした手助けができるような関係をつくりましょう

行政

- ② 複雑化・複合化する課題に切れ目なくすき間なく対応するため、多様な主体が柔軟に連携し、課題解決を進めるネットワークの強化を図ります
- ③ あらゆる機会を通じて、市民に向けたわかりやすい情報発信を行い、多様な主体の課題の共有とつながりによる支援の実現を図ります

事業所・各種機関・団体

- ④ それぞれが関わる当事者と世帯の生活課題を立体的に把握し、必要な支援に向けて他機関や行政、地域との連携に努めましょう
- ⑤ 各種団体や機関は、当事者や家族が必要とする支援へのつながり方をわかりやすく手に取りやすい形で提示できるよう努めましょう

基本目標 3 「地域共生社会の実現」

ごちゃまぜでつながり、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

基本施策 3-1 互いに多様性を認め合い、その人らしく暮らせる地域づくり

【現状と課題】

近年には市外はもとより国外からも飯山市への移住者が増えており、その方々が地域で暮らし、様々な活動に参加することで、以前からの住民とのふれあいが生まれ、地域の魅力の再発見にもつながっています。また、認知症への理解、社会的に作られた性差であるジェンダーを見直していく考え方、障がいの有無に左右されない生き方など、一層の多様性を認め合う風土や意識の醸成が大切です。

一方、小中学校ではさまざまな対策を講じていても不登校となる児童生徒が一定数見られ、多様な子どもが生き生きと過ごせる学校づくりや、卒業後も含めた居場所づくりが課題です。学校ごとにコミュニティスクールを置いて地域社会での子育てを進めており、子どもたちの成長を地域で見守り、ふるさと教育や人権教育、自然とのふれあいやスポーツ活動などさまざまな体験を通じて、21世紀を生き抜く豊かな人間性を身につけていくことを目指しています。

【施策の方向】

子どもも高齢者も、障がいやそれぞれに個性を持つ人も、認知症になっても、多様性を尊重し合いながら、その人を「丸ごと」受け止め、地域のつながりの中で共生し「ごちゃまぜ」で暮らすことのできる、誰にもあたたかな地域社会の実現を目指し、人権感覚を育てる積極的な施策推進を図ります。すべての人が、自分の属性によって周りから排除されず、社会の構成員として支え合い、共に生き生きと暮らせるインクルーシブ^{※5}な社会を目指します。



(写真)飯山市子ども館きらら

「きらら」では、子育て支援センター、病後児保育、放課後デイサービス、児童クラブ等の業務を担うとともに、子ども育成課の家庭児童相談室と連携して、子育て家庭の様々な相談に応じています。

午前中は、乳幼児と保護者のコミュニケーションの場となり、放課後には小学生たちの元気な声が響く、飯山市での子育てを応援する中核的施設になっています。

※5 「包摂的な・包み込む」という意味で、障がいの有無などによって排除されず、お互いの違いを認め合い、共に生きていける社会をインクルーシブ社会という。

また教育委員会では従来の不登校対策を一步進め、不登校児童生徒の学校復帰または社会的自立を目的とする「教育支援センター」を、子ども館きらら内に令和5年（2023年）4月に設置し、子どもたちに必要な支援や居場所づくりに取り組みます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 移住者と従来からの住民が互いに認め合い、その人らしい暮らしを尊重する地域をつくろう
- ② 年齢や障がいの有無、性別、国籍、働き方や暮らし方など、多様性を当たり前に受け止め、それぞれにつながり合い、混ざり合って、豊かな地域社会を目指そう
- ③ 性別や国籍、年齢などの属性に縛られない自治組織や住民団体の活動を推進しよう

行政

- ④ 人権教育や思いやりの心を育てる教育を推進し、子どもから大人まで「ごちゃまぜ」に暮らせる地域づくり活動を支援します
- ⑤ 介護や認知症への理解を広げるため、オレンジカフェ^{※6}開催や認知症サポーターの養成のほか、各種広報を通じての意識啓発を進めます
- ⑥ 社会や教育の場で障がいのある方との、インクルーシブな関係の浸透に努めます
- ⑦ 社会全体でのパートナーシップ制度への理解を広げる情報発信を行い、行政の各分野に県のパートナーシップ宣誓制度の趣旨を生かせるよう取り組みます

基本施策 3-2 安心・安全な生活環境と災害時等の支援体制の整備

【現状と課題】

近年、台風や豪雨による大規模な災害や地震などが各地で発生し、地域での支え合いや日常的なつながりの重要性が再認識されています。飯山市でも令和元年東日本台風災害は記憶に新しく、令和2年（2020年）、令和3年（2021年）にも豪雨による避難情報が発出され、特に高齢者等の要支援者には早期の避難行動をお願いしています。災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が大切ですが、自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援も含めて、地域全体で支え合うという意識を持つことが重要です。市では、一定の基準を設け区長を通じた避難行動要支援者名簿および個別避難計画の策定を令和3年（2021年）から進めています。この取り組みを各区や自主防災組織の活動に生かし、福祉事業者との連携

^{※6} 認知症の方やその家族、地域住民、介護職員など、誰もが参加でき、気軽に認知症の悩みや世間話などができる場として、厚生労働省の認知症施策の一環として推進されている。認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現を目指すため、全市町村での設置を目指す。

も視野に入れて有効に活用するしくみの構築が必要です。

また、各区の自主防災組織等による「ささえあい防災マップ」の作成は、令和元年（2019 年）以降では全 107 区のうち 59 の区で取り組まれています。各区の住民参加によるマップ作成を通じて、地域の各世帯の現状と支え合いのかたちを確認することができるため、市では未着手の区や過去に作成したまま更新されていない区に対して、マップ作成への取り組みを勧めています。

飯山市に暮らすときに避けて通れない「雪」への対応について、市として令和 4 年（2022 年）の大雪の課題を検証する中で、区長や民生児童委員の声を聞くとともに、住宅除雪支援事業等の利用者へのアンケートを行い、豪雪時の行政の体制および支援制度の適用、支え手の不足等について、多くのご意見をいただきました。加えて民生児童委員への地域福祉活動に関するアンケート調査では除雪が自力でできない世帯への見守りが最も必要という結果から、高齢化が進む中で地域での支え合いにも限界が迫っていることが浮き彫りになっています。冬期の安心安全な暮らしをどう維持・確保していくのかは、早急かつ多角的に検討していくべき課題です。

また、その人らしく暮らし続けられる地域を目指すためには、日常生活の中で暮らしづらさを感じる人の声を生かした施設や設備などの環境整備を図っていくことが求められます。特に日常の買い物や通院に不自由を感じる交通弱者の移動の支援などにも、更なる取り組みが求められています。

【施策の方向】

避難行動要支援者名簿および個別避難計画について、災害発生時に迅速に活用できるように地域との考え方の共有を進めるとともに、介護サービス事業所や障害者福祉サービス事業所等との連携も含め、ささえあい防災マップとも関連させ、より良いものにしていきます。避難所については、福祉避難所の早期の指定に向けた検討を継続し、一般避難所での支援のあり方についても検討します。あわせて、災害発生時の要支援者への支援体制について、人材確保の面からも地域やボランティアとの連携強化を図ります。



(写真)ささえあい防災マップづくり
区・集落で、災害時に誰もとり残さない避難を実現するために住民どうしの支え合いを可視化するささえあい防災マップづくりを、市社協の主導で継続しています。

このほか、誰もが暮らしやすい安心な地域づくりには、冬期の暮らしを支える制度の拡充、防犯や交通安全対策などの注意喚起の強化、使いやすい地域交通システムの検討などの取り

組みが必要です。特に、冬も安心して暮らし続けるための生活環境について、既存の支援制度の拡充や見直しに加え、新たな施策についても検討します。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 各区・自主防災組織が主体となって、ささえあい防災マップづくりに継続的に取り組もう
- ② 災害時に支援が必要になる世帯の状況を自分に引き寄せて考え、身近な支え手になることを目指そう

行 政

- ③ 災害時の避難行動要支援者名簿と個別避難計画の取り組みの継続と拡充を図ります
- ④ 福祉避難所の指定と体制強化、一般避難所での要支援者支援の検討、地域やボランティアとの連携推進を図ります
- ⑤ 高齢者などの安心な冬の暮らしのため、各種除雪支援事業の拡充と財源確保、冬期共同住宅などの検討を行います
- ⑥ 特殊詐欺や消費者保護、運転免許返納後の公共交通利用促進など、高齢者に配慮した施策を推進します

事業所・各種機関・団体

- ⑦ 福祉施設においては、利用者の安全確保を最優先にした避難確保計画に基づくリスク対応と避難訓練を行いましょう
- ⑧ 災害の発生が予想されるときや発生したときは、事業所ごとの安全を確保したうえで、必要に応じて事業所間や避難所、医療機関との協力を努めましよう



(写真)移動販売スマイルムーン
商工会議所による高齢者等の買物支援として、令和2年度(2020年度)から移動販売車の運行が始まっています。



(写真)冬期避難訓練

令和5年(2023年)3月に福祉避難所のひとつの湯の入荘で、高齢者の冬期避難訓練を実施しました。受付後に保健師が健康状態の確認等を行うなど、実際の避難時の対応を参加者とともに訓練しました。



(写真)除雪支援(左:雪かき支援隊、上:雪掘りとうど塾)

高齢者のみ世帯や障がい者世帯の住宅の雪下ろしや玄関先の除雪支援は、民生児童委員と区長の協力により福祉のしくみの中で実施されています。高齢化が進む地域で、冬の暮らしの安心をどう確保するか、ボランティアの活用も含め、市の支援制度の再構築の必要性も高まっています。

基本施策 3-3 心身の健康と介護予防の推進と地域医療体制の維持

【現状と課題】

その人らしい暮らしの継続のために、心身の健康は欠かせません。市では近年、肥満や高血圧、糖尿病などの生活習慣に起因する疾患が増加し、高齢化も進んでいることから、特定健診^{※7}の受診率向上ときめ細やかな保健指導の充実の取り組みを進めています。あらゆる世代の市民に向け、健康長寿社会の実現のためには心身の健康がとても大切であることを、引き続き呼びかけていく必要があります。

高齢者を対象にした介護予防は、地域包括支援センターの事業として実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防教室等への参加者数は減少傾向にあります。しかし、高齢者の基本チェックリストからは、依然として何らかの介護予防事業への参加が必要な高齢者が潜在していることがわかります。今後は介護への心のハードルを取り除くとともに、基本的な感染予防等を行いながら、コロナ禍でひきこもりがちであった高齢者も出かけやすい集落サロンなど、身近なところで参加できる機会や場を増やす必要があります。

また、日ごろから心身の状態把握や相談ができるかかりつけ医^{※8}との適切な関係を維持していくことが、健康維持と介護予防に効果的とされており、地域の身近な医療機関と公的病院のような中核的医療機関を機能に応じ適切に受診することが大切です。地域医療については

※7 特定健診：40 歳から 74 歳までの国民を対象に生活習慣病の予防を目的に行う健康診断。特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方に対し生活改善によるリスク軽減について保健師等の専門スタッフが行う指導・サポートが特定保健指導

※8 かかりつけ医：厚生労働省のホームページでは「健康に関することを何でも相談でき、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる医師」とされ、日常的な診療とともに患者の背景や地域特性に応じた医療・福祉・保健に総合的に関与するとともに、患者や家族へのわかりやすい情報提供を行う機能も持つとされる。

県の広域医療圏ごとの地域医療構想の中で検討が進められていますが、限られた医療資源の機能分化と相互連携の方向性を見守っていく必要があります。同時に市内の中核的医療機関の医療提供体制確保のための財政支援や医師確保への協力について、引き続き市としての関与が求められています。

医療機関や介護保険の事業所では、冬期間の在宅が困難な高齢者の受け皿不足や通院のための移動手段確保が課題となっており、地域全体のニーズ把握と提供できる資源との調整とともに、地域内での医療や福祉事業の安定的運営を見据えた対策を講じていくことが求められています。

【施策の方向】

地域全体で一人ひとりの心身の健康を重要な問題として捉え、健診の受診や保健指導による健康増進と介護予防を推進します。1年に1回は特定検診を受け、その結果に応じた特定保健指導で専門的なサポートを受けることの重要性の意識啓発に取り組みます。あわせて地域医療体制の維持のため、医師会との連携を強化するとともに市内の中核的医療機関への財政支援や医師確保への協力を継続します。都市部への医師偏在から地方での医療提供体制の維持が課題となる中、いかに市民が必要とする医療を確保するかを飯山市の重要課題として、多角的に取り組みます。

高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域医療および介護予防を、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの中でも中核的な分野に位置付け、取り組みを進めます。

(写真)老人クラブの活動

市の老人クラブ大会で健康長寿のための体操を紹介。地域では元気高齢者が様々な分野で活躍し、地域福祉の一翼を担っています。



(写真)介護予防教室

地域包括支援センターが市社協などと連携して、要介護状態になる前の高齢者を対象に、ケアセンター湯の入などで実施。地域で自分らしく暮らし続けるため、筋力アップや脳トレなどに取り組んでいます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 自身の食生活や運動習慣も含めた健康に留意し、定期的に健診や人間ドック、特定健診を受け、その結果に応じた保健指導を受けよう
- ② 自身の体の状態や健康について相談でき、幅広く医療、保健、福祉等のアドバイスも得られる、かかりつけ医を持とう

行政

- ③ 介護予防と高齢者保健事業の一体的実施により、高齢者の健康維持と健康寿命延伸の取り組みを進め、要介護・要支援認定者の割合（認定率）の伸びが抑えられるように努めます
- ④ 地域医療体制の維持のため、中核的医療機関への支援、医師確保の取り組みを継続・強化します
- ⑤ 医師会との連携による無医地区出張診療の継続、訪問診療拡充の検討を進めます
- ⑥ 市地域包括支援センターを核として、多機関連携による地域包括ケアシステムの効果的運用に努めます
- ⑦ 健診の受診率と保健指導率の向上、精神保健事業の推進により、健康増進と介護予防、心の健康づくりを進めます

（写真）新町の健康ラジオ体操

飯山地区新町では、有志による「新町健康コミュニティ・ラジオ体操会」が週4日、ラジオ体操の集まりを開催しています。普段は13～14名、夏休みには小学生も参加し、50名を超える方々が、元気に集う場となっており、令和5年度(2023年度)に10年目を迎えます。

こうした健康につながる主体的な地域活動は、他の地区・区でも参考にできるものです。人数にこだわらず、身近なところ、できることから、動きはじめてみましょう。



（写真）保健補導員活動

保健補導員会は地区ごとに組織され、住民の健康増進のための学習会や文化祭での「村の保健室」、市の保健業務補助などを通じて、個人・家庭から地域の健康づくりに向け活動しています。

基本施策 3-4 権利擁護と成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

全国的に児童、高齢者および障がい者への虐待や配偶者への暴力は、犯罪であることの認識が高まり、相談や通報につながる事例が増えています。当市においても、虐待や暴力の相談件数は増加傾向にあり、疑いやごく軽微なものでも相談すべきとの意識の広がりの結果と考えられます。

高齢者への虐待の疑い事案は、多くが介護事業所やケアマネージャから地域包括支援センターへの通報がきっかけになり、身体状況等の見きわめと当事者や家族・介護者への聴き取りにより、事実確認と原因究明を行い、再発防止の対策検討と経過の見守りにつなげます。身体的虐待だけでなく、言葉や態度による心理的虐待や金銭に関わる経済的虐待も対象として対応しています。児童や配偶者への暴力も、保育所や学校からの通報により子ども育成課の子ども家庭相談室が事実確認と対応にあたるケースが多く、必要に応じ警察や児童相談所、県の女性相談員との連携による対策がとられます。あらゆる虐待や暴力を未然に防ぐために、関係機関と連携し、緊急対応と支援や予防啓発活動に継続的に取り組む必要があります。

また、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分であるため、自身で身の回りのことや財産の管理ができずに困っている人たちへの支援のため、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、促進法という)が施行され、地方公共団体にも地域の特性に応じて施策に取り組むことが求められています。身近に頼れる人もなく、不当な金銭搾取など経済的虐待を生みかねない状況で不安な日常生活を送らざるを得ない方々を社会全体で支えることが、成年後見制度の目的であり、今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者・障がい者等の増加が見込まれることから、その必要性は増していきます。

【施策の方向】

虐待については、地域での日常的な見守りや保育所・学校・サービス事業所など関係機関からの情報と相談を受け止め、迅速に対応できる体制の強化と虐待・DV・暴力防止の啓発、相談窓口の周知に努めます。

また、福祉サービス等の利用において、利用者自身の意思で必要なサービスを選択し、事業者と対等な立場で契約できるよう支援し、選択や契約が困難な場合は、これを支援し、利用者の権利を擁護する態勢の充実、強化を目指します。

成年後見制度の利用促進については、促進法の中で、制度の利用促進に関する目標、施策を定めることが努力義務となっており、本市においては本計画に盛り込み、市の責務として「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、取り組みます。

《取り組み》

市民・地域組織

- ① 地域の中で、あらゆる虐待や暴力を許さないという意識を共有し、虐待が疑われる些細な変化やを兆しを見逃さずに、相談や通報につなげよう

行 政

- ② 障がい者や高齢者、児童、配偶者等への虐待や暴力に関する相談や通報に際して、迅速に関係機関と連携し安全確保と再発防止を徹底します

事業所・各種機関・団体

- ③ 事業所・各種機関の利用者や関係者が虐待や暴力を受けていることが疑われる場合は、加害者が組織内であっても、躊躇なく迅速に警察または相談窓口に通報しましょう

【飯山市成年後見制度利用促進基本計画】

【計画策定の目的】

近年、高齢化の進行に伴う認知症やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれており、日常生活での判断等に不安を抱える人や、「親亡き後」の障がい者へのサポート等を含め、成年後見制度の必要性がますます高まっています。

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成 12 年（2000 年）に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、制度の必要性の高まりに対して、制度の認識や成年後見人等への支援体制が不十分であるために、制度が十分に利用されていないことから、平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行され、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の計画」という。）が閣議決定されました。

促進法において、市町村は国の計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、障がいや判断能力の有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現を目的とし、「飯山市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋） （市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【成年後見制度】

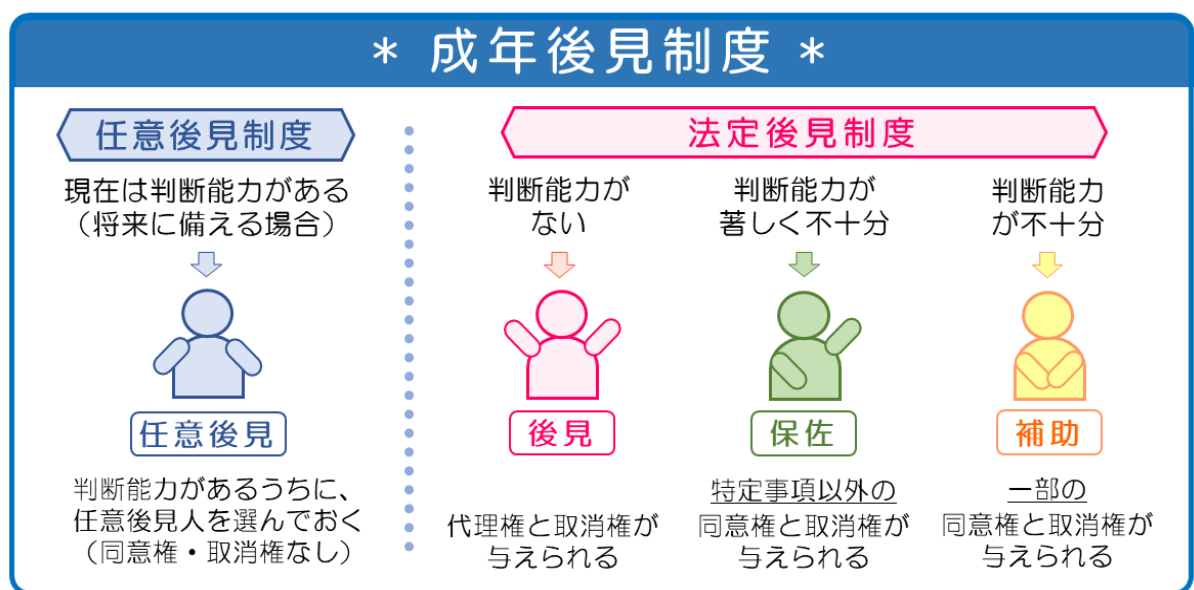
成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がい等により、財産管理や日常生活に支障がある方の法律行為を支える制度です。この制度の利用により、判断能力の不十分な方の財産管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を、成年後見人が本人に代わって行うこ

とができます。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。

「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備え、自らが選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらうこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度です。

「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分けられます。



制度の利用を家庭裁判所に申し立てることができるのは、本人や親族などに限定されていますが、親族がいない場合や親族が申し立てることを拒否した場合などは、本人が居住する自治体の首長が申し立てを行う、「市区町村長申立て」ができます（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

【計画の位置づけおよび期間】

成年後見制度の利用促進に関する施策推進にあたっては、市民の生活および地域福祉とも連携が深いことから、地域福祉計画と一体的に策定することとし、期間についても本計画と同じ令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）とします。

【現状と課題】

長野県内におけるここ 10 年間の成年後見制度利用者数の推移を見ると、年度ごとに増減はあるものの概ね横ばいの状況であることに對し、市町村長申立ての件数は増加していることが読み取れます。

飯山市では、平成 23 年（2011 年）に「飯山市成年後見制度市長申立てに関する要綱」を定めるとともに、「飯山市成年後見制度利用支援事業」を開始しました。令和 4 年度（2022 年度）までの間に、市長申立てを 10 件、負担能力の無い被後見人の申立て費用や後見人等の報酬に対する助成を 3 名に對して実施しています。また、平成 30 年度（2018 年度）からの 4 年間に飯山市で後見制度を利用している者は 30 名から 24 名で推移していることが、県のデータから読み取れます。

飯山市では地域包括支援センターおよび障がい福祉の部署に相談窓口を設けるほか、住民・関係機関・行政等からの成年後見制度に関する相談窓口として、平成 27 年度（2015 年度）から北信圏域 6 市町村（中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村）の共同により北信圏域権利擁護センターを設立し、相談体制の整備を進めてきました。令和 3 年度（2021 年度）からは、定期的に地域内の後見申立て案件の事前調整を行う受任調整委員会を開催し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職のアドバイスを受けて、申立ての妥当性や後見人候補の選任等を進めています。北信圏域権利擁護センターによると、地域や親族等のかかわりが希薄であるための孤立や、障がい者等の親亡き後、いわゆる 8050 問題など、将来の生活に不安を抱える権利擁護に関する相談が増えています。

これらのことから制度の必要性が高まっていること、そして少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどによる地域住民同士のつながりの希薄化などを背景に、今後いっそう市町村長申立てが増加していくことが推測されます。一方で、後見人となる専門職や法人が限られていること、後見人に適切な額の報酬が支払えないケースが多いことなどが、課題として浮き彫りになっています。

地域で暮らす本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護支援」を位置づけたうえで、地域連携ネットワークの一層の充実を図る等、成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めるとともに、制度を必要とする方が十分に制度を利用できるよう成年後見制度の周知に努め、利用に向けた支援の充実と体制強化を図っていく必要があります。

◇長野県の法定後見申立ての件数（付随事件除く）

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
法定後見	後見開始	455	437	427	397	420	388	472	393	342	406
	保佐開始	62	56	64	73	67	66	78	89	78	90
	補助開始	17	18	11	17	22	20	21	22	29	22
	計	534	511	502	487	509	474	571	504	449	518
任意後見監督人選任		10	－	－	－	－	4	9	11	8	10
合 計		544	511	502	487	509	478	580	515	457	528

（長野県健康福祉部地域福祉課調べ）

◇長野県の市町村長申立ての件数

（年）

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
市町村長申立件数		44	70	56	61	86	94	113	131	116	139
法定後見	後見開始	41	61	49	51	70	81	100	113	91	111
	保佐開始	2	5	7	10	16	12	12	14	21	25
	補助開始	1	4	0	0	0	1	1	4	4	3

※市町村長申立件数は、令和元年（2019 年）までは各年に終局した事件（後見、保佐、補助の別は終局時のもの）、令和 2 年（2020 年）以降は各年に申立てられた事件（後見、保佐、補助の別は申立て時のもの）を対象としている。

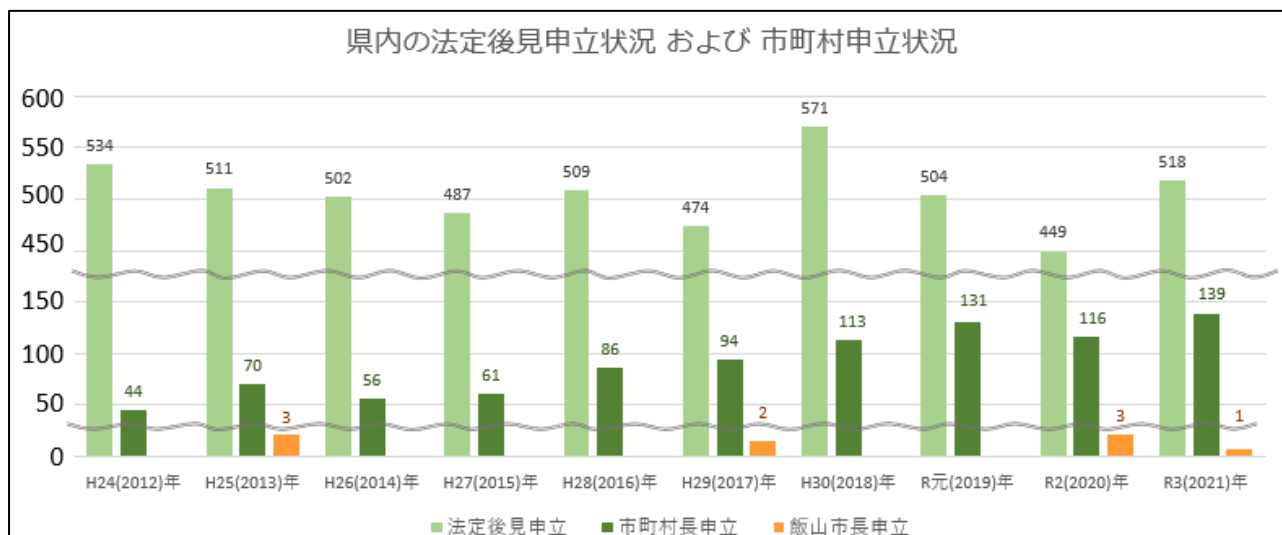
（長野県健康福祉部地域福祉課調べ）

◇飯山市の市長申立ての件数

（年）

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
市町村長申立件数		0	3	0	0	0	2	0	0	3	1
法定後見	後見開始	0	3	0	0	0	2	0	0	3	1
	保佐開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補助開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（保健福祉課・地域包括支援センター調べ）



◇飯山市の成年後見制度利用件数の推移

		H30(2018)年	R元(2019)年	R2(2020)年	R3(2021)年
法定後見	後見	22	24	24	21
	保佐	6	4	2	1
	補助	2	2	2	2
	計	30	30	28	24
任意後見		0	0	0	0
合 計		30	30	28	24

※年ごとの制度利用件数を集計したもの

(長野県健康福祉部地域福祉課調べ)

◇北信圏域権利擁護センターにおける飯山市分の相談件数および法人後見受任数

年 度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
相 談 件 数	32	27	33	24	52
(うち新規)	(12)	(9)	(5)	(10)	(3)
法人後見受任数	4	5	5	4	3

※年度中の飯山市関係分の相談件数及び法人（NPO法人北信ふくしMねっと）が後見を務めた件数

(北信圏域権利擁護センター調べ)

【基本目標】

○基本目標1 制度への理解促進

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して利用できるよう、制度の周知と正しい理解の促進を図るとともに、市民生活における制度の定着を推進します。

成年後見制度の普及促進のため、パンフレットやホームページ、講演会等、様々な媒体や機会を通じて周知を図ります。

○基本目標2 安心して利用できる制度の運用

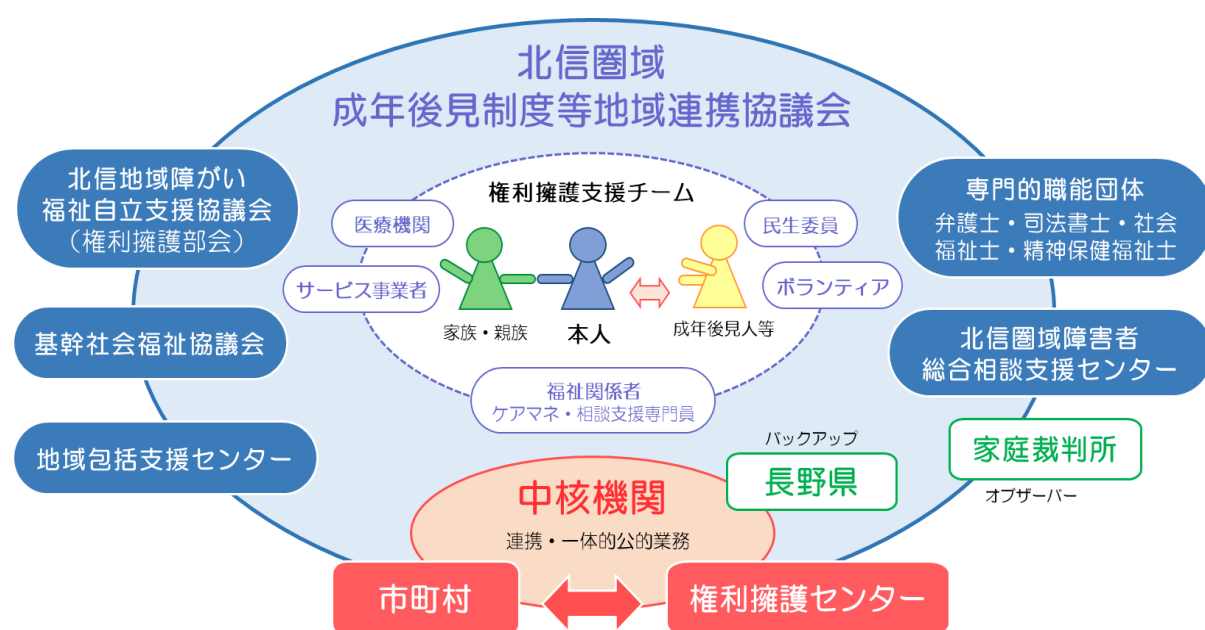
判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族等がいない方など、日常生活の意思決定や福祉サービス等生活上の法律行為に支障がある場合は、成年後見等の市長申立てや手続きに係る費用および成年後見人等への報酬費用の助成を継続し、必要な人が漏れなく制度を利用できるよう支援します。

また、適切な成年後見人等候補者推薦のための検討および任意後見監督人選任のタイミングの助言等を協議する場として、受任調整委員会を活用し、公正公平な事業の適正化に努めていきます。

○基本目標 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、北信地域において権利擁護の推進と成年後見制度等の適切な運用及び効果的な地域連携ネットワークの連携体制を強化するため、令和3年度（2021年度）に北信圏域6市町村と北信圏域権利擁護センターを中核機関とする「北信圏域成年後見制度等地域連携協議会（以下、「協議会」という。）」を設置しました。

協議会は、6市町村と司法や福祉専門職を含む地域関係者により構成、オブザーバーに家庭裁判所を置き、権利擁護の相談支援や権利擁護支援チームの形成支援および自立支援の機能強化を図り、成年後見制度利用の促進をさらに進めていきます。



○基本目標 4 権利擁護支援チームの自立支援

後見制度の利用者が増える一方で、後見人等のなり手が不足している現状があり、専門職や法人に限らない後見人として、市民後見人^{※9}の養成が求められています。地域共生社会の実現に向け、県および協議会と連携しながら市民後見人等の担い手の養成を推進します。

また、親族後見人等の相談窓口や家庭裁判所との連絡調整、本人を取り巻くチーム支援会議等をコーディネートすることで、後見人等へのバックアップや支援を行っていきます。

^{※9} 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等による後見人養成講座などにより、成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人のこと。

3-5 再犯の防止に向けた取り組み【飯山市再犯防止推進計画】

飯山市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、飯山市の再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。以下この項目を、再犯の防止等の推進に係る法律第8条に基づく、市町村再犯防止推進計画として位置づけ、地域福祉計画に包含する形で策定します。

【飯山市再犯防止推進計画】

(1) ねらい

罪を犯した人の中には、生きづらさや社会復帰を妨げる課題を抱えている例が見受けられます。再び犯罪に手を染めることを防ぐため、地域社会で孤立することなく必要な支援が得られる環境を整えることを本計画の目的とします。

(2) 現状と課題

平成28年(2016年)12月の再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の施行に伴い、本市でも地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組む必要があります。現状では、罪を犯した方の社会復帰や更生を支えるとともに地域における犯罪抑止のための住民の意識啓発などに取り組む保護司として、飯水地区保護司会では、24名(飯山市22名・栄村2名)の方が法務大臣から委嘱されています。保護司の団体である保護司会では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指す「社会を明るくする運動」をはじめ、研修や青少年健全育成活動への協力などの活動が当市においても実施されています。また、非行や犯罪からの立ち直りを支援する地域づくりのため、更生保護女性会も組織されており、地域での青少年健全育成や子育て世代への支援などの活動に協力しています。

(3) 基本施策

長野県は令和5年(2023年)3月に「第2次長野県再犯防止推進計画」を、令和5年度(2023年度)から5年間を計画期間として策定しました。この計画と目指す方向性を同じくして、基本施策を次のとおりとします。

- ① 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ② 地域における更生保護の活動を担う、保護司や保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実、市民への周知広報を図ります。

- ③ 犯罪や非行をした者等について、保護観察所等の刑事司法関係機関および保護司や保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係の支援者・団体並びに民生児童委員等の福祉関係機関との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、社会全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。

(4) 具体的な取り組み

- 罪を犯した者等が就労・住居の確保、保健医療や福祉とつながるための取り組み
- 更生保護サポートセンターとの連携による生活相談や就労支援の取り組み
- 学校等と連携した修学支援^{※10}、若者の健全育成等のための取り組み
- 犯罪をした者等の特性に応じた支援のための関係機関との連携
- 社会的な孤立を防ぐための相談体制の構築と地域での意識共有の取り組み
- 保護司会や更生保護女性会等と協力した、再犯防止に向けた広報・啓発活動

(5) 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と一体的に連動して取り組むため、地域福祉計画の期間と同様、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年を計画期間とします。



(写真)社会を明るくする運動
保護司会と更生保護女性会のメンバーを中心に、犯罪や非行の防止と立ち直りを支え、再犯防止の意識を地域全体で共有するための活動を行っています。

^{※10} 学校等と連携した修学支援：「第2次長野県再犯防止推進計画 2023年度～2027年度(令和5年度～令和9年度)」では、非行防止および再非行の減少の取り組みを推進するため、学校や地域において、犯罪をした若者に対する継続した学びや進学・復学のための支援が必要とされている。県施策として、長野少年鑑別所による学校等と連携し非行の未然防止等に向けた援助及び出前授業などを行うことや、中学校や高等学校での薬物乱用防止教育の推進、少年矯正施設等で復学を希望する者に対する修学支援や生活指導の実施などの方向性が示された。県の施策を踏まえ、市としても更生保護・再犯防止の意識を学校教育や地域活動の中で、根付かせていくことを目指すもの。

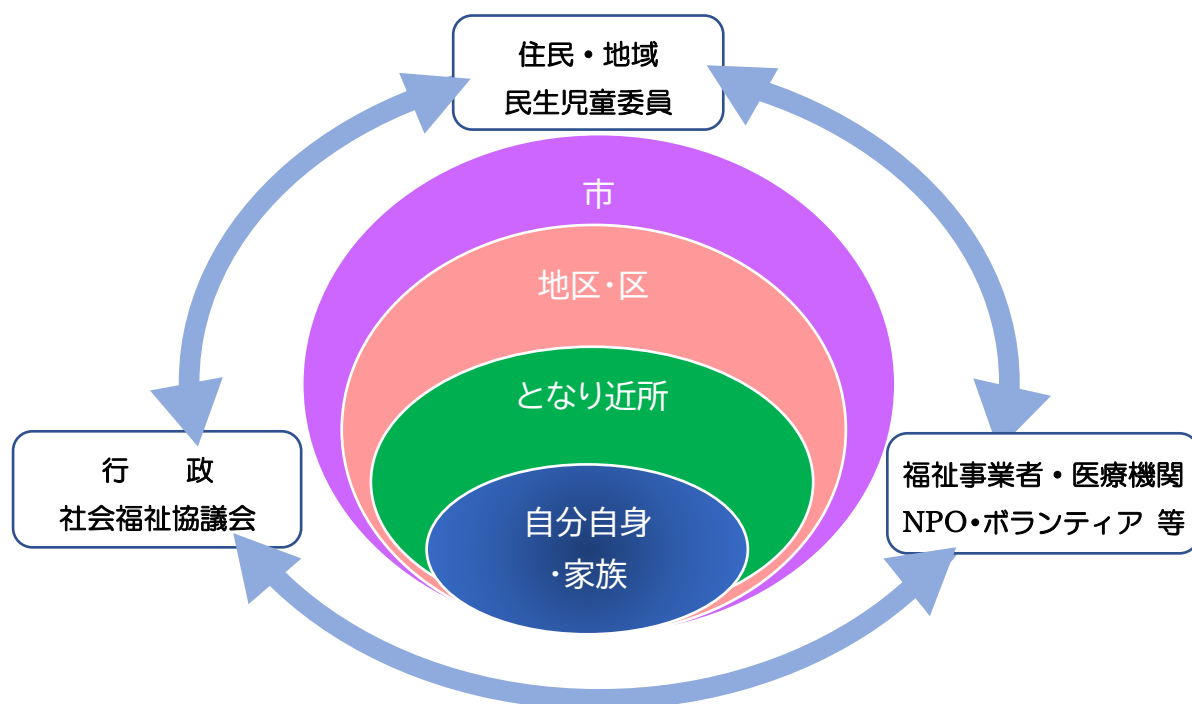
第 5 章 計画の推進

1 計画の推進体制

飯山市における地域福祉の推進と向上を図るこの計画は、市行政だけでなく市民、地域、社会福祉法人、NPO法人、福祉事業者、民間企業など社会を構成するすべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに相互に連携協力する必要があります。複合化した困難を抱える家庭等に対しては、行政だけでなくあらゆる主体が総合的に連携し、支援するなど配慮が必要です。

このため地域福祉に関する様々な情報を共有するとともに、この計画の理念を理解、共有していくため意見交換等を通じ、対応が困難な課題を把握し、地域福祉に係る事業の改善・施策化に努めます。

また、この計画に含まれる分野は、福祉・保健・教育・防災など多岐にわたるため、庁内関係部局との連携および調整に努め、本計画の推進に取り組むとともに、各団体との連携・協働を進め、重層的な地域福祉活動に取り組むことができる、ネットワーク構築などの環境整備を推進します。基本理念が目指す共生の郷づくりに向け、飯山市にかかわるあらゆる人・団体・事業者・各種機関などと本計画の目指す方向性を共有し、意識変革と取り組みへの参画を促すための周知啓発と各種施策を継続していきます。



2 計画の見直し

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間としますが、計画期間中においても、地域福祉を取り巻く情勢に策定時の想定を大きく超える変化が生じた場合にあっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

また関連する上位計画及び主な個別計画との相互の関連性において必要となった場合も同様に、計画期間中であっても見直しを行います。

なお、社会福祉法では、市は策定した計画について定期的に調査、分析及び評価を行うとされており、本計画の方向性をより具体化する関連の個別計画において、PDCAサイクルを意識した実施と評価が行われ、本計画の見直しや次期計画に反映することとなります。

誰もがその人らしく暮らし続けられる、持続可能な地域社会の実現に向け、行政は取り組みを継続し、計画期間の終期における地域の状況や福祉施策の充実等について、振り返りを行い、それをもとに次期計画に繋げることとします。

この計画は、「行政が」とか「福祉事業者が」とか「誰かが」など、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、私たち一人ひとりが考え、行動するためのものです。

基本理念である「とうどの心で やさしくつながり 支え合い 誰もがその人らしく暮らし続けられる 共生の郷づくり」の実現に向け、皆で、できるところからのスタートを切りましょう。